

クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 とりまとめ

令和2年1月

クラウドサービスの安全性評価に関する検討会

1	目次	
2	本とりまとめと中間とりまとめの関係	2
3	1. 中間とりまとめ以降の制度枠組みに関する議論	2
4	1. 1. 本制度の位置づけ・使い方	2
5	1. 2. 情報システムの調達者/利用者が留意すべき点	5
6	1. 3. 制度運営に求められる体制	5
7	1. 4. 立ち上げ時の特例	6
8	1. 5. 監査の対象期間、申請期限等の考え方	7
9	1. 6. 言明書・監査報告書の主な記載事項と情報の扱い	9
10	1. 7. 発見事項と登録の基本的考え方	10
11	1. 8. 登録されたサービスの変更時の扱い	12
12	1. 9. 他のクラウドサービスを活用したクラウドサービスの登録の考え方	12
13	2. 各種基準等の検討	15
14	2. 1. 基準等の検討体制	15
15	2. 2. 管理基準の検討	15
16	2. 3. 監査関連基準等の検討	19
17	3. 今後の進め方と課題	22
18	3. 1. 制度立ち上げまでの今後の検討の進め方とスケジュール	22
19	3. 2. その他の論点	22
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		

本とりまとめと中間とりまとめの関係

クラウドサービスの安全性評価制度(以下、「本制度」という。)については、中間とりまとめ以降、制度の詳細設計や各種基準について検討会・WG双方で精力的に議論を重ねてきた。今回のとりまとめは、初年度に本制度を立ち上げる上で整理が必要な各種事項について、中間とりまとめ後の検討結果をまとめたものである。したがって、特に明記されていない限り、中間とりまとめの内容はそのまま踏襲していることから、本とりまとめを参照する際には、あわせて中間とりまとめも参照することが必要である。

1. 中間とりまとめ以降の制度枠組みに関する議論

1. 1. 本制度の位置づけ・使い方

本制度は、まず、制度として政府調達の候補となるクラウドサービスをセキュリティの観点から選定するため、政府機関等がクラウドサービスに対して要求すべき基本的な情報セキュリティ管理・運用の要求事項(管理基準)を定める。その上で、情報セキュリティ監査の枠組みを活用して、独立した第三者が政府の定める基準・手続に従って監査した結果に基づき、クラウドサービスが政府の要求する事項を満たしていると評価したクラウドサービスを登録する制度である。

従来は調達段階でのセキュリティ対策の確認と運用が個別に行われていたが、本制度は、クラウドサービスプロバイダ(以下、「CSP」という。)による情報セキュリティ対策の運用状況まで踏み込んで確認することによって、クラウドサービスは運用面の確認が重要であるという特性も踏まえた調達と運用一体でのセキュリティ対策の確保に資するものである。

本項では本制度におけるクラウドサービスの評価の位置付け並びに調達側の利用の在り方について、CSPが実際に自身のクラウドサービスの情報セキュリティ対策を実装・運用するまでの一連のプロセスの各段階において、本制度の評価の枠組みがどのように機能し、制度運営者・監査主体・制度利用者¹の担う役割・責任がどのようなものであるのか、整理を行う。

＜CSPがセキュリティ対策を行うプロセス及び責任＞

本制度における登録を目指すCSPは、次のようなプロセスによって自身の行うべき情報セキュリティ対策の内容を決定し、実際に実施することとなる。

- ①登録を目指すクラウドサービスの範囲の確定
- ②当該クラウドサービスのセキュリティリスクの分析
- ③セキュリティリスクの分析結果に基づいた管理基準における3桁レベル²の統制目標の選択
- ④選択された統制目標を実現するための管理基準における4桁レベル³の詳細管理策の選択
- ⑤詳細管理策の選択に応じた個別管理策の設計
- ⑥個別管理策の実装・運用

CSPは、制度の登録を申請する以上、当然この一連のプロセスを適切に実施する責任及び実施していることを政府に説明する責任を、制度運営者との関係において有することとなる。

¹ 制度利用者とは、本制度における評価結果を利用する者をいう。

² 例えばクラウド情報セキュリティ管理基準において6.1.1のように3桁で表現される管理策を指す。

³ 統制目標の管理策を実現するためにより具体的に記載された6.1.1.1のように4桁で表現される管理策を指す。

1 <プロセスごとの評価の基本的考え方>

2 安全性評価においては、一連の①～⑥までが妥当であることを第三者が完全に確認することが理想で
3 ある。一方で、多種多様な形態があるクラウドサービスにおいて、個別サービスごとの①～④に該当する部
4 分について、純粋に第三者が評価を行いその妥当性を完全に確認することを制度として位置づけることは
5 非常に困難である⁴。

6 したがって、①～④については、CSPが適切に実施する蓋然性を高める枠組みを、純粋な監査の手続の
7 みに依らず制度全体として確保しつつ、制度全体で要求した一連のプロセスにおいて不自然な点がない限
8 りにおいて、CSPの判断が妥当であることを受容することとなる。

9 この蓋然性を高めるための枠組みとして、管理基準のうちガバナンス基準・マネジメント基準により、CSP
10 が組織として適切なリスク分析とそれに基づく対策を実施する体制を築くことを求めるとともに、その体制の
11 有無について監査において確認することが挙げられる。これに加えて、言明において4桁レベルの詳細管
12 理策の中で選択しないものについて、その理由を明示させる⁵ことにより、CSPへの説明責任を求め、CSP
13 の恣意的な判断を抑制することとする。

14 他方で⑤～⑥については、CSPが実際に自身のクラウドサービスにおいて行っていると言明している個
15 別管理策自体が基準に位置づけられた4桁レベルの詳細管理策に妥当するものであるか、また実際にそ
16 の個別管理策が実装・運用されているかを直接監査の手続によって確認することが可能である。このため、
17 この部分については、制度として定めた標準的な監査手続に則って、監査主体が監査で実施状況を確認
18 することになる。

19 また、CSPが自ら行う内部監査は、この①～⑥の一連のプロセスを適切に実施する上で必須となるプロ
20 セスであることから、制度において内部監査の詳細な基準や手続は定めないが、その実施は当然求めら
21 れるものであり、監査主体向けの監査基準等を踏まえながら適切に実施されることが望ましい。⁶

22 その上で、本制度として登録されたクラウドサービスが、どのようなサービス範囲でありどのような対策を
23 行っているのかについて、一連の評価プロセスの結果が、調達者/利用者⁷に対して情報提供されるものと
24 なる。

25 <制度運営者の担う制度上の役割>

26 制度運営者は、CSPからの申請と添付された言明書や監査報告書を含む各文書を確認し、あらかじめ
27 定められた基準に基づき、クラウドサービスの登録の可否を判断する。そして、クラウドサービスの登録の
28 判断に関する最終的な全責任を負うことになる。登録の判断に関する責任とは、セキュリティリスクへの対
29 応として、本制度において要求されている事項・プロセスが満たされていることを確認したというものであり、
30 この確認の範囲において責任を負っているものである⁸。また、当然のことながら、本制度において要求さ
31 れている事項・プロセスが適切に行われていれば、政府として利用するクラウドサービスとして十分にリス
32

4 例えば、保証型監査であるSOC 2であっても、①～④の全てを確認しているものではない。

5 裏返せば、①～③の分析・評価に基づく合理的な理由のもと、3桁レベルに対する4桁レベルの管理
策が全て選択されないことは許容される

6 要求事項としての内部監査は、管理基準において位置づけられることとなる。

7 調達者/利用者とは、情報システムを調達する者又は当該システムを利用する者をいう。

8 セキュリティリスクそのものが定性的な概念である以上、本制度における安全性評価の意味合いは、
絶対的な安全やリスクゼロを保証するものではない点に留意が必要である。

クが低減されることが確保されるよう、適切な制度設計と制度運用を行い、絶えず制度の見直しを行う責任を有する。

なお、登録されているクラウドサービスにおいてセキュリティインシデントが発生したとしても、その損害への補償等については、利用者とCSPとの間で締結される当該サービスに関する契約に基づき両者の間で処理されるものである。

＜監査主体の担う制度上の役割＞

監査主体は、あらかじめ定められる標準的な監査手続に基づいて、CSPが言明している管理策について監査を行い、その監査結果について監査報告書にまとめることとなる。監査主体はあくまでもCSPからの依頼に応じて、CSPとの契約の下で監査を行うことから、報告書に関する責任は一義的にはCSPとの関係において負うことになる。ただし、本制度に基づく監査の実施については、本制度において登録がなされた監査主体のみが実施することとなるため、本制度との関係では監査主体は監査基準・監査ガイドラインと標準的な監査手続に基づき誠実に監査を行う責任を有することとなる。

また、本制度における監査主体及び監査人の責任は、前述の⑤～⑥にあたる部分が中心となるが、①～④に該当する部分であっても、その不備が明らかであるにも関わらず監査人が指摘しなかった場合、監査基準に照らして不適切な点があれば、制度において監査主体及び監査人が注意義務違反に問われ、登録取消等の措置を受ける可能性がある点について留意が必要である。

＜調達者の制度利用の考え方＞

情報システムを調達する政府機関等においては、調達にあたり通常以下のプロセスによって具体的な情報システムの内容とセキュリティ対策を決定・実施することが想定される。

A. 情報システム全体の機能の特定

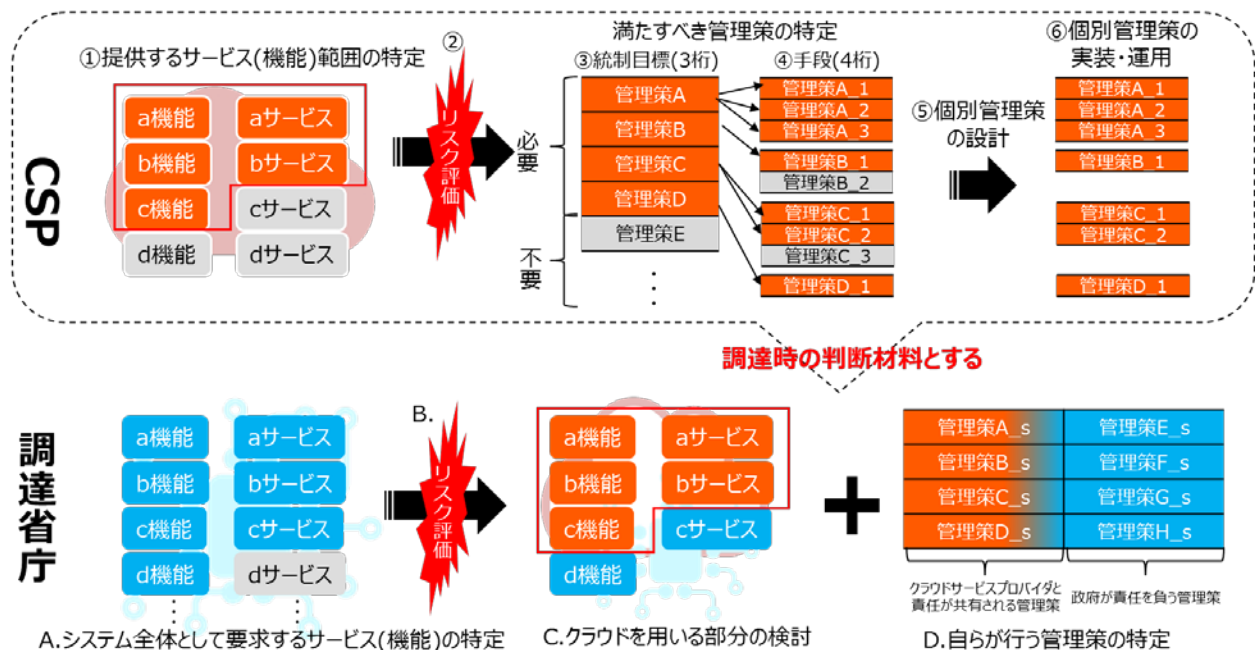
B. 情報システム全体のセキュリティリスクの分析

C. 全体機能のうちクラウドサービスを利用する部分の特定

D. 利用するクラウドサービスのセキュリティ対策を踏まえた自ら行うべきシステム全体の対策の設計・実施

従来であれば、調達者はC及びDの段階で必要となるクラウドサービスの個別の情報について、自身で全てを確認する必要があったが、本制度においては、個々のサービスにおいてあらかじめ妥当性が評価された情報が提供されることになることから、調達者は個別に実施状況などの確認を省略して調達プロセスを進めることが可能となる。

1 (参考図1) CSP・調達省庁の役割



1. 2. 情報システムの調達者/利用者が留意すべき点

中間とりまとめでも指摘しているとおり、情報システムのセキュリティ確保の責任は、一義的に当該システムの調達者/利用者が負うものである。本制度において登録されたクラウドサービスを利用していたとしても、単にそのサービスを利用するだけでは情報システム全体のセキュリティが十分に確保されることにはならない。情報システムの調達者/利用者は、自身が利用するクラウドサービスについてユーザーとして適切な設定を行うことが当然に求められることに加えて、情報システム全体について、そのセキュリティリスクを分析し、適切な対策を行うことが求められる。本制度に登録されているクラウドサービスを利用するにあたっては、当該サービスが組み込まれる情報システムのセキュリティリスクを適切に把握した上で、当該サービスが提供するセキュリティ機能やセキュリティに係る提供情報を踏まえ、情報システム全体のセキュリティ対策を実施するとともに、セキュリティ確保についての最終的な責任を負わなければならない。⁹

他方で、本制度を運営する立場においても、政府機関等が適切な判断を行うことに資する情報を、適切に提供できるよう努める必要がある。

1. 3. 制度運営に求められる体制

本制度は今後の政府調達において継続的に利用されることが想定されることから、安定的に制度を運営する体制が求められる。その際には、制度全体の実効性確保などの観点から、次のような機能を適切に保持することが重要である。

⁹ 調達者側が適切な対応を行うためにも、調達者側において情報システムに係る専門的な人材を確保するなどの取組が、これまで以上に求められる。その一環として、専門的な人材の確保にかかる待遇面での柔軟な検討も必要との意見が委員から提示されている。

①基準策定・更新¹⁰

②クラウドサービスの申請受付・審査・登録・モニタリング・変更管理等¹¹

③監査主体の申請受付・審査・登録・モニタリング・変更管理等

これらの体制について、全てを制度所管機関が担うことが理想的ではあるが、その業務量や必要とされる知見・専門性などに鑑みれば、全てを制度所管機関で担当することは困難であることが想定される。このため、制度運用の実務については、制度運用によって収集される情報が政府の情報セキュリティにも密接に関わるという観点も踏まえると、高い公共性を有する適切な主体に委ねることが求められる。この点、改正情報処理の促進に関する法律が、先日の国会において成立し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の業務としてクラウドサービスの安全性評価が位置づけられた。このため本制度の実務については、監査主体の管理等の実務部分を情報セキュリティ監査や監査主体の管理等に精通した民間団体からの協力を受けつつ、IPAが担うことが適切である¹²。ただし、その場合であっても、制度の実効性確保のため、制度所管機関のもとで、クラウドサービスの登録等に係る最終的な意思決定等を行うことが必要であり、例えば、有識者と制度所管機関を構成員とした制度運営委員会を制度所管機関のもとに設置するといった体制を構築することが考えられる。

1. 4. 立ち上げ時の特例

中間とりまとめにおいて示された制度のフレームワークでは、制度として実現すべき最終的な全体像が位置づけられていた。一方で、政府としてクラウド・バイ・デフォルト原則が定められ1年以上が経過する中で、早急に制度の立ち上げが求められている。こうした中で、中間とりまとめで示された全ての内容を網羅した形で制度立ち上げを行うことは、時間的な制約などから困難であることは事実である。また、制度が立ち上げられて初めてCSPとして対応すべき事項が正式に明らかになることを踏まえれば、制度立ち上げ初期段階での監査において、一定期間におけるサンプリングに基づく運用評価を行うことも難しい。こうした観点から、立ち上げ時点で実施する内容等について、以下の整理とする。

(1) 基準のレベル分け

中間とりまとめにおいては、政府の情報システムは情報システム上で取り扱う情報の性質等により、求められるセキュリティ水準が異なることから、管理策基準の項目数・統制の強度等に差異を設けることにより、登録されるクラウドサービスのレベル分けを行うこととした。

これまでの基準の検討においては、まず、クラウドサービスの利用ニーズが高く、かつ一定以上のセキュリティ水準が求められるという観点から、レベル2の水準を念頭に管理基準の内容を検討してきた（詳細は後述。）上述のとおり、時間的制約もある中で、全てのレベルの基準を整備した上で全てのレベルを対象に

¹⁰ 基準の更新業務については、毎年同じ作業が発生するとは限らず、参考としている国際規格等の改訂のタイミング等によって、作業量が膨大となる時期が存在する可能性に留意し、体制整備を行うことが必要である。

¹¹ 審査で処理すべき資料の量は膨大になることが想定されるため、効率的な審査が可能となる様式の整備や、ペーパーレスで審査を実施できるシステムの整備を行うことが必要である。

¹² IPAの職員には、情報処理の促進に関する法律第41条において、秘密保持義務が課せられており、同法第52条において秘密保持義務違反の場合の罰則が規定されている。

制度を立ち上げることは困難であることから、制度立ち上げ時には、まずレベル2の水準のみ整備する形で、制度を立ち上げることとする。

その他のレベルについては、制度立ち上げ後に遅滞なく検討を進め、検討が取りまとめ次第制度に追加することとする。

(2) 監査範囲

本制度における情報セキュリティ監査は、クラウドサービスの運用状況まで確認するとの観点から、言明書の監査対象期間におけるサンプリングによる運用評価まで行うことが中間とりまとめで位置付けられた。他方で、制度が成立し、基準が明らかになったところで初めて、CSPはサンプル取得の準備を開始することができる。したがって、制度立ち上げ初期の時点ではCSPが必ずしも十分なサンプルの準備が可能とは限らない。このため、制度立ち上げ初期においては、一定期間のサンプリングによる運用評価までは求めず、CSPが言明する基準日における整備状況評価(時点評価)のみを行うこととし、例えば制度開始後一年などの一定期間が経過した後、監査対象期間に対する運用評価までを求めることとする。

なお、本制度における整備状況評価は、基準日における個別管理策の実装状況までを確認するものであり、単なる机上での個別管理策の設計の確認を超えたものであることから、整備状況評価のみを行った場合であっても、一時点の運用状況の確認に踏み込んだものとなると考えられる。

(3) 関連文書の整備

本制度の円滑な運用にあたっては、管理基準や標準監査手続等の基準類の整備に加え、これらの基準類の解釈や具体的な実装例を示したガイドラインの整備が望ましい¹³。一方でこれらの解釈や実装例については、実際の運用の中で知見が蓄積されていく側面があることも事実である。また、ガイドラインの整備には一定の時間がかかる。

このため、制度立ち上げに際しては、管理基準の解釈等については、管理基準の参照元となった基準におけるガイドライン等を補足文書として示すこととし、制度固有のガイドラインについては運用を行う中でその知見も踏まえながら、必要に応じて策定することとする。

1. 5. 監査の対象期間、申請期限等の考え方

本制度の評価の中核を占めるのが、監査のプロセスである。監査を行うに当たっては、監査の対象となる期間ないしは基準日の考え方を制度として整理する必要がある。また、監査の対象期間とその後の申請プロセスとの間に大きな期間が空いてしまうと、サービスが登録された時点では評価内容が陳腐化してしまうことになる。こうした観点から、監査の対象期間を軸にして、その後の監査報告書の日付や申請日の期限等を定める必要がある。

(1) 言明書の監査対象期間・監査基準日

<基本的考え方>

¹³ ガイドラインが整備されるまでの間は、管理基準の項目によってはその解釈がCSPや監査主体ごとに異なることにより、審査が非効率化する可能性があることに留意が必要である。

言明書の監査対象期間は最大1年とする。その上で、翌年の監査対象期間は前年の監査対象期間の末日の翌日を期首とすることとして、監査対象期間に隙間が生じないように設定するものとする。

なお、この期間はあくまでも監査の対象となる期間を示しているものであり、CSPが行う言明そのものの有効期間ではないことに留意する必要がある。CSPの言明の有効期間そのものは、CSPが言明の変更を行わない限り継続するものである。

＜制度立ち上げ時の特例とその後の監査対象期間の整理＞

制度立ち上げ初期には、整備状況評価による時点評価のみが行われることとなる。監査対象は一定の期間ではなく、CSPが言明の基準とした一時点の基準日となる。次回以降の監査に当たっては運用評価も行うこととなるため、監査対象期間の設定が必要となる。このときの考え方は、基本的考え方と整合するよう、基準日の翌日を期首とした一年間となる。

＜CSP内での他の監査スケジュールとの調整＞

CSPの中にはすでに自身での内部監査を十分に行っている場合や、他の枠組による外部監査を受けている場合がある。この場合、CSPとしてはこれらの監査スケジュールと本制度における監査期間を整合させることで、本制度への追加的な対応コストを可能な限り効率化するというニーズがあると考えられる。

CSPが自身の監査スケジュールと本制度の監査期間の整合を図る場合には、上述の基本的な考え方と整合するよう、監査期間の期末と期首が連続するようにしつつ、監査期間自体を短縮することにより、次の監査期間において自身の監査スケジュールと整合を図ることとなる。

(2) 監査報告書の日付

監査報告書の日付、すなわち監査人が監査報告書に署名する日付は、監査期間の末日若しくは監査基準日から最大で90日以内とする。これよりも監査報告書の日付が遅くなることを許容した場合、監査の対象期間と監査報告書の日時の乖離が大きくなり、その後の登録申請プロセスまで念頭におくと、監査対象期間が過去のものとなって監査報告の内容が陳腐化し、適切な登録判断に支障を生じる恐れがある。他方で、余りにも猶予期間が短い場合、監査人による監査対象期間の終盤部分についての監査報告の策定が実務上難しくなる可能性もある。この両面から判断した結果が、90日以内とすることが妥当との結論に至ったものである。

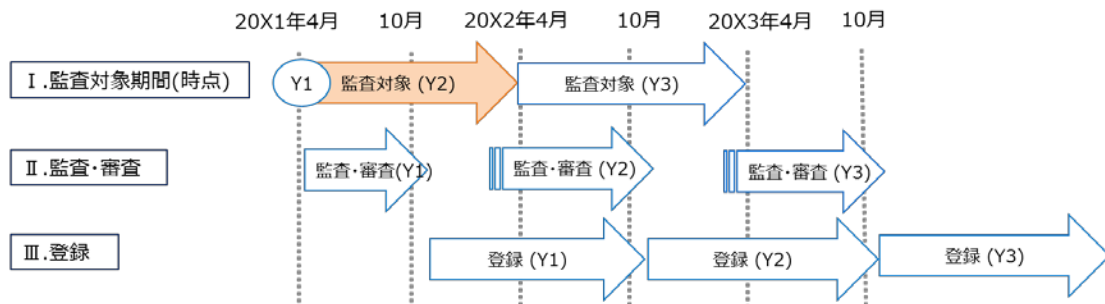
(3) 申請期限

本制度においてCSPが登録申請を行うことができる日付についても、監査対象期間から大きく乖離すると監査結果が陳腐化するという観点から、一定の期限を定める必要がある。もともと本制度に基づく監査を受けるCSPは、本制度での申請を念頭においていると考えられることから、監査報告書が監査主体から提出される前から、申請書や必要書類の整理など、手続の準備を事務的に進めることが可能である。

このため、本制度における申請期限は、申請に添付する予定の監査の監査報告書の日付から30日以内とする。

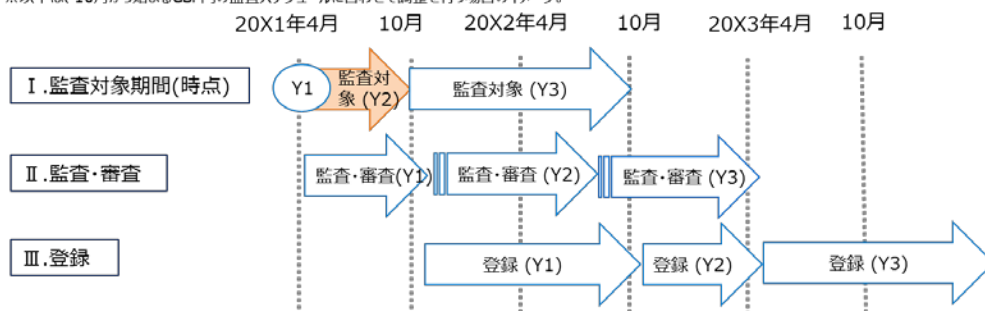
1 (参考図2) 監査の対象期間、申請期限等の考え方

＜制度立ち上げ(Y1)の翌年度から1年間を対象として監査を行うケース＞



＜制度立ち上げ(Y1)の翌年度において、CSP内で他の監査スケジュールと調整を行うケース＞

※以下は、10月から始まるCSP内の監査スケジュールに合わせて調整を行う場合のイメージ。



1. 6. 言明書・監査報告書の主な記載事項と情報の扱い

言明書・監査報告書の主な記載事項と活用範囲は下記のとおり。今後、シミュレーション結果や調達側の要望等も踏まえて決定する。

＜言明書への主な記載事項＞

- クラウドサービスの名称
- 言明の対象範囲(対象となるロケーション、システム概要図)
- システムに関する記述(企業概要、クラウドサービス概要、詳細な内部統制の状況等)
- 対象管理策と統制内容(対象外となる管理策がある場合には、除外理由もあわせて記載)
- 監査対象期間

なお、記載対象となる管理策と統制の内容については、本制度が4桁レベルの詳細管理策に対する監査を行うものであることから、4桁レベルの詳細管理策単位まで記載を行うこととし、選択を行わない管理策については除外理由を記載することとする。

＜監査報告書への主な記載事項＞

- 監査依頼者¹⁴の責任

¹⁴ 本制度で定める基準類に基づき、業務実施者と情報セキュリティ監査業務契約を締結し、管理基準に準拠した統制の整備及び運用の状況について情報セキュリティ監査を依頼するCSPをいう。

- 監査実施者の責任
- 監査報告書の利用者の責任
- 監査手続内容(4桁レベルの詳細管理策単位で記載)
- 監査手続の実施結果(4桁レベルの詳細管理策単位で記載、発見事項の内容を含む)
- 監査報告書の配布及び利用制限について

<情報の扱い>

情報の扱いについては、「登録を行う上で利用する情報」と「調達をする上で利用する情報」の2つの観点で整理を行う必要がある。

前者には、本制度において求める情報の全てが該当し、制度所管機関への提出を求めるとともに、制度所管機関はこれら情報の取り扱いに十分注意する必要がある。

後者には、登録されたクラウドサービスから利用者が自らの求める機能、サービス、情報セキュリティ対策を満たした適切なクラウドサービスを選択する上で必要となる情報であり、必ずしも本制度で提出された情報の全てが該当するわけではない。係る観点から、登録簿における情報の公開の扱いや、個別の要求に応じた情報の開示の在り方については、利用者側が求める情報と、セキュリティ上開示が難しい情報のバランスを考慮し、監査シミュレーションの結果と調達側のニーズを勘案しながら決定することとする。

<民間での活用について>

本制度は政府が利用するクラウドサービスについて登録簿を作成するものであるが、公開される情報等について、1.2.の内容に十分留意しながら重要産業分野等をはじめとした民間においても参照¹⁵することで、クラウドサービスの適切な活用が推進されることを期待する。

1. 7. 発見事項と登録の基本的考え方

制度所管側においてサービス登録の審査を行う際、監査が適切に実施されていることを前提とした審査を行う。すなわち、監査のプロセスの適切性を確認する観点から、標準監査手続が適切に実施されたことを確認する必要があるが、監査報告書において発見事項が指摘されていない項目については、その内容の詳細を審査することはしない。仮に、監査報告書の全ての内容について制度所管側で詳細な審査を行った場合、監査主体が行ったプロセスを制度所管側において再度実施することとなり、非常に非効率である。

係る観点から、申請関連書類の記載漏れ、監査プロセスの適切性、発見事項の有無等の確認を行った上で、監査報告書に発見事項が存在しない場合、基本的には制度所管側は監査報告書の内容を受け入れることが妥当である。

発見事項が存在しない状態を目指すべきことは言うまでもないことだが、一方で、実際の監査においては軽微な発見事項が報告されることが少なからず生じる。実際の運用を考えると、発見事項が一つでも存

¹⁵ 関連して、本年5月23日に『重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針』が改訂され、「事業環境の変化を捉え、インターネットを介したサービス（クラウドサービス等）を活用するなど新しい技術を利用する際には、国内外の法令や評価制度等の存在について留意する。」と位置付けられた。

在する場合に例外なくサービス登録が行われない制度とした場合、セキュリティリスクに大きな影響を与えないにも関わらず登録が行われないことになる。したがって、発見事項が存在する場合においても、機械的にサービス登録を不可とするのではなく、その性質や個別の状況も踏まえて、以下の観点から登録の可否を判断する必要がある。

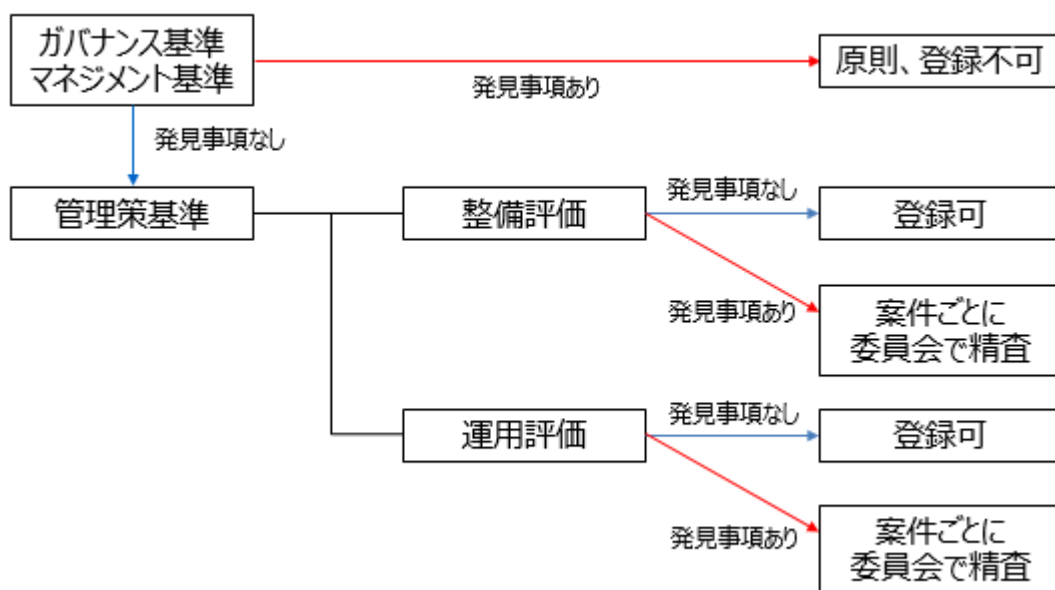
- ガバナンス基準・マネジメント基準の内容において発見事項が存在した場合

原則、登録を不可とするべきである。ガバナンス基準・マネジメント基準において発見事項が存在するということは、CSPが組織として適切なリスク分析とそれに基づく対策を実施する体制が築かれていないことを意味する。すなわち、1.1.のCSPがセキュリティ対策を行うプロセス①～⑥のうち、①～④が適切に実施されていない可能性が高いことを意味するからである。

- 管理策基準の内容において発見事項が存在した場合

個別の事象ごとに登録の可否を判断すべきである。管理策基準の内容の不備は、ガバナンス基準・マネジメント基準とは性質が異なり、前述の①～④には影響を与えない。制度所管側において発見事項の内容を個別に精査し、「軽微」とであると判断される場合には登録を認めることとし、この「軽微」のメルクマール¹⁶は例示を行うとともに、運用を行う中で事例を蓄積し、更新していくこととする。

(参考図3) 発見事項と登録の基本的考え方



¹⁶ 例えば、形式的な不備（文書類の形式的な改訂漏れ、誤記等）については軽微と見なし、他方で、統制が機能していない場合のように実質的な不備（取得すべきログが抽出されない設定になっている等）については登録を認めない等

1. 8. 登録されたサービスの変更時の扱い

(1) 総論

中間とりまとめにおいて指摘しているとおり、制度運用を行う中で、クラウドサービスの動的な側面に柔軟に対応していくことが望ましい。

本制度はクラウドサービスの安全性に係る統制の有効性を確認することを目的としているものであることから、動的要素のうち、「統制の変更」¹⁷に着目して対応を行うものとする。統制の変更前後において統制の水準が維持されていることが求められるが、一般的にクラウドサービスにおいては細かな統制の変更が頻繁に生じる。したがって、制度の実効的な運用の観点から、その中でも特に重大な統制の変更と考えられるケースに該当する場合にのみ対応を求めるものとする。

(2) 重大な統制の変更の考え方

重大な統制の変更とは、統制の整備前後のリスク評価に影響を及ぼす事象に関するものが該当する。CSPの統制の実装方法はサービスごとに異なり、重大な統制の変更に関連する事象を網羅的に示すことは困難であるため、重大な統制の変更につながりうる典型的な具体例¹⁸を示すものとする。

(3) 重大な変更発生時の対応

CSPは統制変更を識別した場合、重大な統制の変更の考え方を参照するとともに、必要に応じて監査主体と相談を行った上で、当該変更が重大な統制変更に関連するかどうかの検討を行う。その上で、重大な統制変更に関連する場合には、制度運営事務局に届出を行い、変更箇所について再度監査を行うものとする。届出を受けた制度所管側では、必要に応じてCSPに対して照会を行いながら変更内容及び再監査結果を確認し、登録簿への登録継続の可否について検討を行う。なお、CSPは重大な統制変更に関連しないと判断した場合においても、統制の変更前後の運用記録を保管し、次回の更新監査の際に監査主体が確認を行えるようにする。その上で、更新監査において、統制の整備前後のリスク評価に影響を及ぼす事象の具体例として示された事象が発生していたにも関わらず、重大な統制変更を識別せず、届出及び再監査を実施していないことが判明した場合には、登録取消等の措置を含めて制度所管側において検討を行うものとする。

1. 9. 他のクラウドサービスを活用したクラウドサービスの登録の考え方

(1) 総論

CSPがクラウドサービスを提供する上では、その機能の一部あるいは提供上不可欠なシステム基盤として、他のクラウドサービスを活用する場合が存在する。こうしたクラウドサービスを政府が活用する際

¹⁷ 統制の変更には、3桁レベルの統制目標に対して選択する4桁レベルの詳細管理策を変更する場合や、同じ4桁レベルの詳細管理策であってもその実装方法や運用方法を変更する場合等がある。

¹⁸ 例えば、リスクは以下に掲げる状況によって発生又は変化する可能性がある。事業環境の変化、新規担当者、新規の又は刷新された情報システム、急速な成長、新しい技術、新しいビジネスモデル・新製品又は新しい活動、会社の事業再構築、拡大する国外事業、新しい会計の意見書等。（国際監査基準3.1.5事業体とその環境の理解及び重要な虚偽表示リスクの評価（日本公認会計士協会）を参考とした。）

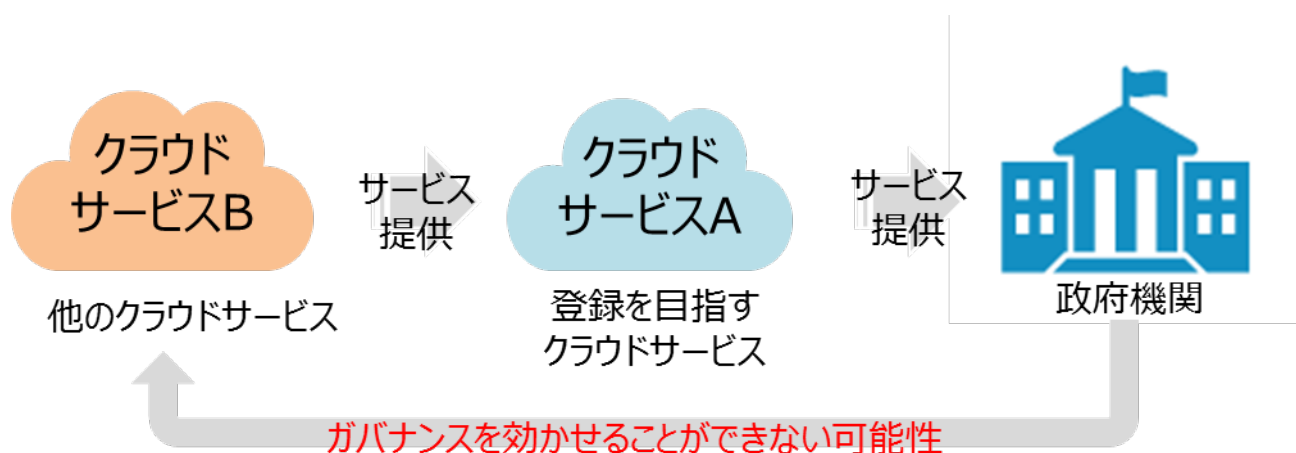
には、政府が直接契約を行うクラウドサービスのサプライチェーン上に存在する他のクラウドサービスに対して、政府がセキュリティの状況を把握し、ガバナンスを働かせるかどうかが重要な観点となってくる。

本項においては、便宜上、登録を目指すサービスを「クラウドサービス A」、その提供において利用している他のクラウドサービスを「クラウドサービス B」と呼ぶこととする。

(2) 登録の場合分け

本制度においては、(ア)クラウドサービス B が登録されている場合と、(イ)クラウドサービス B が登録されていない場合、のいずれの場合かで対応が異なる。

(参考図4)政府と機関とクラウドサービス A、B の関係



(ア) クラウドサービス B が登録されている場合

この場合、クラウドサービス B に対しても政府がセキュリティの状況を把握し、更新の監査等でガバナンスを働かせることができる。従って、クラウドサービス B が登録に際して選択した管理策の実施が確認されていることを前提に、当該管理策の内容を引き継ぎながら、クラウドサービス A 全体の監査を受ければよい。

なお、クラウドサービス B が登録されてからクラウドサービス A を申請することを前提とした場合、クラウドサービス A の登録が大きく遅れる可能性があることから、クラウドサービス B とクラウドサービス A が同時に申請されることは認めるべきである。

(例) 既に登録されている他者の PaaS 上に構築した SaaS¹⁹を登録する場合

¹⁹ 本制度で言及しているSaaSとは、汎用的なクラウドアプリケーションを想定している。なお、SIerがIaaS/PaaS基盤を用いて提供するサービスについては、調達者/利用者が本来実施すべき情報セキュリティ対策を、一部、調達者/利用者に代わってSIerが実施しているという性格のものであり、利用者のニーズにあわせて特注でシステムを組み上げるものであるため、定型化して事前に本制度の登録を行うことが難しい。このため、後者のサービスの利用においては、基盤部分は登録簿に載っているIaaS/PaaSを用いつつ、SIerと調達者/利用者が協力してカスタマーが責任を持つべき対策を実施しなければならないことに留意が必要である。

1 <言明>

- 2 ① 全ての管理策の中で、サービス全体として満たすべき管理策を選択
3 ② (a) 自身が満たすべき管理策と、(b)基盤部分の管理策を引き継ぐ部分を明示
4 ③ (a)について、自身で個別管理策を設計し、実施。
5 ④ (b)について、基盤部分が管理策に対応していることを示す。

6
7 <監査>

- 8 ① (a)について、通常の手続に則って監査を実施。
9 ② (b)について、基盤部分が該当項目について対策を実施していることを確認。但し、詳細な実
10 施の内容までは確認しない。

11
12 <登録審査>

- 13 ① (a)について、通常の登録の審査手順に従って確認。
14 ② (b)について、基盤部分が登録されていることを確認。

15
16 <留意点>

17 現時点において、レベル2の要保護情報が含まれるシステムを想定して検討を行っている。したがっ
18 て、同レベルの中で、SaaS であるからといって、他のサービス形態と比してセキュリティ対策が簡素でよ
19 いということにはならない。すなわち、ファシリティからアプリケーションまでの総体として満たさなければ
20 いけない項目が変化するものではないということに留意が必要である。SaaS の登録においては登録プロ
21 セスの効率化が行われることが望ましいが、ここでの「効率化」の意味は、既に基盤部分で行われている
22 対策について、SaaS 事業者が二重で行う必要がなくなるためには、どのような制度設計ができるか、と
23 いう観点である。この点において、基盤の登録が行われていれば管理策を引き継ぐことを前提に監査を
24 受けることが可能であり、全てを自身で構築している場合に比べて監査工数が低減されることが期待さ
25 れる。

26
27 (イ)クラウドサービス B が登録されていない場合

28 この場合、クラウドサービス B について、政府側が詳細なセキュリティ実施状況を確認することが困難
29 となる。そのため、クラウドサービス A からクラウドサービス B を切り分けて、クラウドサービス B をサー
30 ビスの対象範囲から除いてクラウドサービス A の登録を目指すことが基本的な考え方となる。

31 他方、クラウドサービス A を提供する上で、クラウドサービス B がセキュリティ上のリスクに与える影響
32 が小さい場合には、登録者が供給者管理等の対策を実施することで、クラウドサービス B を切分けるこ
33 となく登録することを認めるべきである。これは、細かなサービスの一つ一つについて逐一登録を求めた
34 場合、いわば細切れ的にクラウドサービスの断片が登録されることになりかねず、利用者の視点から非
35 常に使い勝手の悪い登録簿となる懸念があるためである。この場合には、クラウドサービス A の CSP
36 はクラウドサービス B が登録の範囲外であることを明示した上で、その供給者管理等によってクラウドサ
37 ービス B の安全性について確認を行った上で、自身の責任のもとでクラウドサービス B の利用を行うこ
38 とを言明することとなる。

ただし、前述の例のように、クラウドサービス B を基盤としているなど、それが存在しない場合にクラウドサービスとして成立しない場合には、基盤部分が別途登録されていることが不可欠である。

(3) 責任の在り方

1.1 の考え方に従い、クラウドサービス A の CSP は言明の時点において、クラウドサービス A のうち自身が運用する範囲を明確にする必要がある。これは裏を返せば、他のクラウドサービス B の利用の有無とその範囲を明確にする必要があるということである。そして、クラウドサービス B の部分も含めたクラウドサービス A 全体の管理策の選択、実装を行う責任を有するのは登録を行う CSP である。

すなわち、政府と契約を行うのはクラウドサービス A を提供する CSP であることから、クラウドサービス B で何らかのセキュリティトラブルが発生した場合であっても、政府との関係ではクラウドサービス A の CSP が一義的に責任を負い、クラウドサービス A を提供する事業者の責任で解決を図る²⁰。その上で、クラウドサービス B の CSP の責任については、クラウドサービス A の CSP とクラウドサービス B の CSP 間の契約等に基づいて CSP 間で解決を図る。

2. 各種基準等の検討

2.1. 基準等の検討体制

2019 年度には、検討会の下部会議体として「管理基準WG」と「監査WG」の2つのWGを開催し、議論を行った。具体的な各種基準等を検討する上で、実効性の確保の観点から、より広く民間からの意見を取り入れるため、「管理基準WG」にはCSPに所属する有識者を議決権のない専門委員として、また、「監査WG」には監査法人等に所属する有識者を委員として加え、議論を深めた。

「管理基準WG」においては、技術的な実現可能性の観点も踏まえながら、管理基準に含まれるガバナンス基準・マネジメント基準・管理策基準の素案作成を進めてきた。

「監査WG」においては、監査基準、制度における監査の位置づけ、証跡の扱い、監査期間の考え方等、制度の中で監査に深く関わる内容について議論を進めてきた。

なお、中間とりまとめで指摘されたことを踏まえ、主に9～10月に監査シミュレーションを実施した。シミュレーションの目的は、主に管理基準案で監査が可能であるかの確認及び標準監査手続のひな形の作成であった。シミュレーションにおいては、管理基準への対応が可能であること、標準監査手続の作成が可能であることは確認され、制度の枠組みに大きな変更は必要ないとの結論に至った。その上で、制度の詳細に関しては、特に運用評価に関する意見が提示された。この点については、対応方針を後述する。

2.2. 管理基準の検討

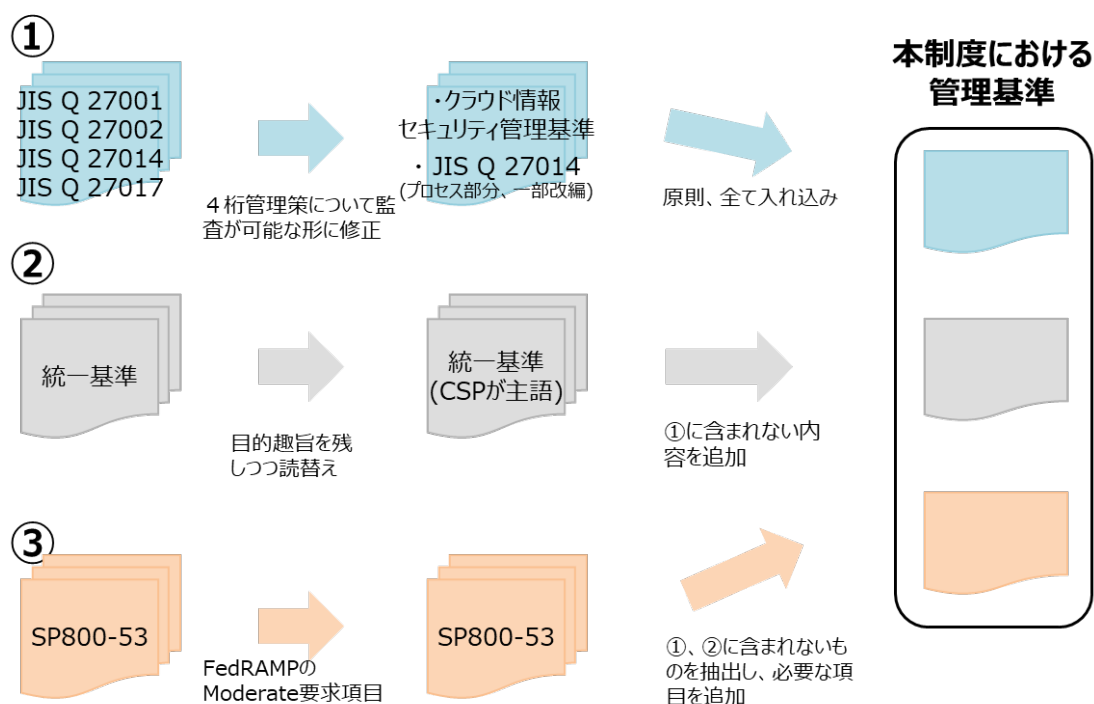
(1) 管理基準の構成について

²⁰ なお、SIerが政府と契約を行う場合においては、政府との契約に基づきSIerとCSPにおいて責任を分担することとなる。

管理基準は、中間とりまとめで示したとおり、ガバナンス基準・マネジメント基準・管理策基準の3種類から成る。中間とりまとめにおいて、管理基準を「IV.統一基準でなされている整理に合わせて、必要な項目を再構成する」としていたところ、CSP への意見照会²¹を経て、統一基準の整理に再構成するのではなく、CSP による対応の容易さも鑑み、広く浸透している国際規格の整理に合わせることにした。

すなわち、(参考図5)のように、国際規格をベースとしながら、統一基準及び SP800-53 から国際規格に不足していると考えられる項目のうち、政府として必要と考えられる項目を追加する形で管理基準作成した。なお、管理基準は1.4.(1)に記載のとおりレベル2を対象として設定した。

(参考図5)管理基準の構成と考え方



① 国際規格について

本制度の枠組みに関連する国際規格²²には、情報セキュリティに関する JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)、JIS Q 27002 (ISO/IEC 27002)と、クラウドサービスの情報セキュリティに関する JIS Q 27017 (ISO/IEC 27017)が存在する。1.1.1に記載のとおり、本制度は情報セキュリティ監査の枠組みに基づくものであることから、監査人が監査上の判断の尺度として用いるべき基準として、これら国際規格に準拠して編成された「クラウド情報セキュリティ管理基準(平成28年度版)」を参照とすることとした。なお、当該基準にはガバナンス基準・マネジメント基準・管理策基準が含ま

²¹ 「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 中間とりまとめ」の3.3.1 (3) において、「策定の過程で、政府システムへの納入実績等の観点から代表的なCSPに直接意見照会を行うなど、基準の実効性や実行可能性について十分に配慮すること。」とされていたことから、意見照会を実施した。

²² JIS Q 27017 (ISO/IEC 27017) 及びJIS Q 27014 (ISO/IEC 27014)は、我が国が主導して策定した国際規格である。

1 まれるが、ガバナンス基準については、当該基準策定以降に発行された JIS Q 27014(ISO/IEC
2 27014)を参考として、主に監査の実施可能性の観点で踏まえ検討を行っている。

3 4 ② 統一基準について

5 統一基準は政府機関等が遵守すべき事項を規定している。これらの事項は、CSP が実施すべ
6 き対策に加えて利用者が追加的な対策を施して初めて達成されるものであり、統一基準の項目
7 をそのまま CSP に求めることは適切でない。このため、政府統一基準の目的趣旨に則して、CSP
8 が主体として行うべき内容を勘案し、基準項目としての読み替えを行った。

9 こうして読み替えた基準について、①で含まれず、かつ「CSP が実施しなければ、調達者/利用
10 者側が統一基準を満たすことに支障を来す内容か否か」の観点から CSP に求めるべき内容であ
11 ると判断されるものについて、追加を行うこととする。

12 13 ③ SP800-53²³について

14 クラウドサービスに関する基準を検討する上では、基準の網羅性・検討の効率性の観点から、
15 既存の基準を参考として追加項目の有無を精査した。中間とりまとめにおいて参考にするとしてさ
16 れた海外の基準の中で、運用実績が長く、複数回の基準更新が行われてきたものとして NIST の
17 SP800-53 が挙げられる。当該基準について分析を行い、追加すべき項目の精査を行った。

18 この際、クラウドサービスを対象としていること、レベル2を対象としていること、国際規格との対
19 応関係という観点から、FedRAMP において Moderate の要求事項とされている項目であって、
20 NIST が行っている ISO/IEC 27001 との比較において、ISO/IEC 27001 では対応がとれないとさ
21 れている項目に検討の対象を絞り込んだ。

22
23 上記の絞り込み作業の結果残った項目の一つ一つについて、「クラウド情報セキュリティ管理
24 基準(平成28年度版)」の内容と比較対照作業を行い、管理策として新たに追加すべき内容と、①
25 の内容に追記することで趣旨を入れ込むべき内容を精査した。この作業において、(参考図6)に
26 おける傾向の差異を踏まえ、以下を念頭に検討を行った。

- 27 ● 記載方法が異なっても、目的が同じと考えられる内容については、①を優先する。
- 28 ● 同趣旨の管理策においてより踏み込んだ内容が記載されているものについては、追記を行う。
29 (管理策数を増やさない)
- 30 ● ①に観点として不足していると思われる項目は、管理策としての追加を検討。

31

23 現在、SP800-53 rev 4 の改訂作業が進められているところであるが、本検討においては基準の網羅性・検討の効率性の観点から、その一例として SP800-53 を参考としているものであり、SP800-53 の遵守を目指すものではない。従って、当該改訂による変更について、直ちに本制度に影響が与えられるものではなく、国内外の各種制度や、最新の技術動向を踏まえての見直しを行う際の参考の一つとなるにとどまる。

1 (参考図6)国際規格と SP800-53 の主な観点の差異

JIS Q 27001、27002、27017 (ISO/IEC27001、27002、27017)	SP800-53
「セキュリティリスク管理」に注目	「情報の保護」に注目
「マネジメント」を重視 ※PDCAを前提とするため、更新等に明確な言及がない箇所が存在	「対策」を重視 ※レビュー、変更、更新、頻度まで明確に記載
手段まで詳細に規程していない	詳細を規程し、自動化を追求
事業継続計画に言及	緊急時に言及
構成管理は限定的	構成管理に詳細に言及

※全ての管理策について上記が当てはまるわけではない。

2 (2)CSP を主語とした管理策への読み替えについて

3 本制度における管理基準の特徴として、CSP を主体とした管理基準となっていることが挙げられる。統一
4 基準をはじめ参考としている基準の多くはオンプレミスの情報システムの利用者が実施主体であり、CSP
5 を実施主体として策定されたものではない。係る観点から、以下の3つの定型管理策への読み替え作業を
6 行った。

- 7 ● 定型管理策1：CSPが、自ら当該管理策を実施すべきもの
- 8 ● 定型管理策2：CSPが、政府機関が当該管理策を実施するための機能を提供すべきもの
- 9 ● 定型管理策3：CSPが、政府機関が当該管理策を実施できるように情報を開示すべきもの

10 なお、定型管理策2が求められている場合、「機能」を提供することとなるが、この場合、定型管理策3が
11 位置づけられていなくても、提供する「機能」の使い方等に関する情報の提供についても求められることと
12 なる。

13
14 (3)管理基準の種別ごとの考え方と検討状況について

15 ① ガバナンス基準・マネジメント基準について

16 ガバナンス基準については、情報セキュリティガバナンスに関する国際規格である JIS Q 27014
17 (ISO/IEC 27014)に基づき検討を行うこととした。JIS Q 27014 は、大きく「一般」「概要」「原則」「プロセス」か
18 ら構成される。ガバナンス基準については、経営陣によるコミットメントに主眼が置かれているため、監査の
19 対象範囲とするか否かも含めて、管理基準においてどのように位置づけるかの検討を行っている。

20 また、マネジメント基準については、「クラウド情報セキュリティ管理基準(平成28年度版)」のマネジメント
21 基準項目について、SP800-53 の内容を一部入れ込む形で整理を行っている。

22
23 ② 管理策基準について

24 管理策基準については、「クラウド情報セキュリティ管理基準(平成28年度版)」の管理策基準項目につ
25 いて、前述の SP800-53 の項目を追加、及び内容を一部追記する形²⁴で整理を行っている。

26
²⁴ 例えば、クラウド情報セキュリティ管理基準において「Aをレビューする。」という管理策が存在し、SP800-53において「A'をレビューし、更新する。」という管理策が存在し、AとA'が同趣旨と考えられる場合、本制度の管理策としては「Aをレビューし、更新する。」という一つの管理策として追記を行うことで吸収を行った。

1 (4)統一基準由来の管理策の扱いについて

2 統一基準由来の管理策については、政府内において「CSP が実施しなければ、政府側が統一基準を
3 満たすことに支障を来す内容か否か」という観点で項目の精査を行う必要がある。係る観点から、原則と
4 して、定型管理策2と定型管理策3に相当する内容については必須項目と位置づける必要がある。他
5 方、定型管理策1は、限定的なものとなることが想定される。その理由は、政府が統一基準を満たす上で
6 必ずしも必須となる内容ではなく、政府から見ると委託先管理に含まれる内容と考えられるものが多く含
7 まれ、その方法を統一基準の内容をベースに細かに規定して必須項目とすることは、CSP やその提供
8 するクラウドクラウドサービスによって異なるはずの内容までも規定することとなり、技術の発展等を阻害
9 する恐れがあることである。

11 (5)その他

12 CSP は管理基準に基づき様々な情報の提出が求められるが、その中には例えば、データセンター等
13 の場所や準拠法令、裁判管轄権等についての情報などがある。こうした情報は登録審査において登録
14 可否を総合的に判断する際の材料となりうる。²⁵加えて、こうした情報が政府に提供されることにより、政
15 府機関が個別の情報システムを調達する際にリスクを勘案し、データセンターの設置場所も考慮しながら
16 ら適切なクラウドサービスを選択できるように促していく。

19 2. 3. 監査関連基準等の検討

20 (1)標準監査手続の考え方

21 中間とりまとめにおいて提示したとおり、本制度において、監査主体はあらかじめ定められた標準監査手
22 続に基づいて監査する。標準監査手続の策定にあたっては、以下のような整理の下で、作成作業を進めて
23 いる。

- 24 ● 標準手続は4桁レベルの詳細管理策管理策に紐付ける形で作成。
- 25 ● 手続の内容は4桁レベルの詳細管理策ごとに、監査対象を原則「ヒト」「モノ」の2つに区分し、それ
26 ぞれについて「整備」「運用」の2つの観点から整理。
- 27 ● その上で「整備」「運用」それぞれについて、「閲覧」「質問」「観察」といった監査技法を位置付け。
- 28 ● 監査技法ごとに、より詳細な確認方法を記載。

29 なお、監査シミュレーションにおける指摘において、運用評価を全ての管理策で実施することによって、
30 監査工数が大幅に増加し、それにかかる費用も上昇する懸念が示された。このため、運用評価を行う対象
31 の管理策について重点化・効率化を検討し、その結果を踏まえ監査手続に反映する方向で、引き続き監査
32 WGIにおいて検討を行うこととする。

34 (2)監査主体登録基準の考え方

35 ① 基本的な考え方

36 中間とりまとめにおいて提示したとおり、本制度において、政府は予め定めた基準に基づき監査主体の

²⁵ 本制度のレベル2の基準に基づく登録においてデータセンターの国内設置が一律に求められるということではない。

1 選定を行い、監査主体リストに登録される。選定対象となる主体は、我が国において情報セキュリティ監査
2 ²⁶を業務として行っている法人とする。

4 ② 監査主体登録基準の具体的な要件

5 中間とりまとめにおいて、監査主体の選定においては、評価を行う技術的/専門的能力を有しているか、
6 主体自身が信用に値するか、という二つの基本的視座を踏まえて選定の枠組みを構築するものとしていた
7 ところ、これを受けて、法人としての監査主体とそこに所属する個人という観点から選定の具体的な要件につ
8 いて検討を行った。具体的な要求事項の例としては、以下のような内容が考えられる。

9 <法人に対する要求事項の例>

- 11 ● 法人登録： 国内に法人登録があることを要求。
- 12 ● 監査サービスの品質： 情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト(サービス分野:情報セキ
13 ュリティ監査サービス)²⁷に登録されていることを要求。それに加えて、本制度で求められる水準の品
14 質管理体制に関する要求事項を追加。
- 15 ● 準拠規則等： 本制度の規程類に準拠すること。
- 16 ● 監査報告等： 本制度が定める様式に従って監査報告書を作成するとともに、監査が適正に行われ
17 たことを示す記録を作成し、適正に保存すること。また、制度所管機関からの問い合わせ等に適切
18 に対応すること。
- 19 ● 問題事案発生時の検証体制を有する組織への所属： 監査主体が適切な体制構築や定められた
20 監査手続の実施を行わなかった場合等、最終的には選定の取り消し等の措置がとられる必要があ
21 る。こうした措置を行う場合には、十分な事実検証が必要であるが、制度立ち上げ時点において政
22 府内にこのような機能を備えた組織を構築することは困難であるため、当面の間は、そのような体
23 制を有する組織に所属していることを要求する。

24 <監査人に対する要求事項の例>

25 I. 業務執行責任者²⁸に対する要求事項の例

- 26 ● 資格要件： クラウドコンピューティングや情報セキュリティ、監査に関する知見を担保する観点から、
27 これらの領域における資格を要求。
28

²⁶ 「情報セキュリティ監査の目的は、情報セキュリティに係るリスクのマネジメントが効果的に実施されるように、情報セキュリティマネジメントの体制及びコントロールの整備、運用状況を、独立かつ専門的な立場から、一定の基準に従って検証又は評価し、もって保証を与えあるいは助言を行うことにある。」(経済産業省『情報セキュリティ監査基準Ver.1.0』)

²⁷ 情報セキュリティサービス基準適合サービスリストは、経済産業省が策定した「情報セキュリティサービス基準」への適合性を審査登録機関によって審査され、同基準に適合すると認められた事業者の情報セキュリティサービスを掲載するものである。そのうち、情報セキュリティ監査サービスとは、情報セキュリティに係るリスクのマネジメントが効果的に実施されるように、リスクアセスメントに基づく適切なコントロールの整備・運用状況を、情報セキュリティ監査を行う主体が独立かつ専門的な立場から、国際的にも整合性のとれた基準に従って検証又は評価し、もって保証を与え又は助言を行うサービスをいう。(経済産業省『情報セキュリティサービス基準』を参照。)

²⁸ 業務執行責任者とは、監査主体に所属する者であって、情報セキュリティ監査業務及びその結果報告書に対する責任を負う者を指す。

- 実務経験： 監査実務の円滑な実施や品質の確保の観点から、前述の資格が必要とされる業務における、一定期間の実務経験を要求。
- 国籍要件： 事実上政府に代わって評価をする観点から、業務執行責任者に日本国籍を要求。

II. 業務実施者²⁹に対する要求事項の例

業務実施者のうち、業務執行責任者の下で現場の統括を行う者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- 資格要件： クラウドコンピューティングや情報セキュリティ、監査に関する知見を担保する観点から、これらの領域における資格を要求。
- 研修受講： 監査実務の円滑な実施や品質確保の観点から、情報セキュリティ監査サービスの品質確保に資する教育又は研修の受講を要求³⁰。
- 国籍要件： 業務実施者に対しても国籍要件を適用していくべきかについては引き続き検討を行う。

③ 監査主体リストへの登録・変更・取消

制度運営委員会によって監査主体登録基準を満たすことが確認された監査主体は、監査主体リストへ登録される。リストへの登録有効期間は2年間とし、更新を行う場合には、監査主体は所定の様式に従い申請を行うものとする。他方で、監査主体の水準の維持の観点から、有効期間中において、監査主体に基準に則した状況を報告させるなど、一定のモニタリング機能を設けるものとする。モニタリングの結果、基準に定める要件を満たさないと認められた監査主体は、監査主体リストからの登録が取り消される。

(3) 証跡等の活用について

本制度における監査において、監査人は、原則、監査対象から直接入手した証跡を本制度で定める標準監査手続に従って評価を行うものとする。そのため、監査人の直接評価に代えて既存の認証制度・監査制度・内部監査等の報告書の結果をそのまま利用することは認められず、また、本制度で定められた標準監査手続以外の手続によって評価を行うことも認められない。ただし、監査人が標準監査手続を実施する際に適切とみなす場合には、既存の認証制度・監査制度・内部監査等において収集された証跡を監査証跡として採用することが監査の効率化や精緻化の観点から有効であることから、これを認めることが妥当である。

(4) リージョン³¹とサンプリングの考え方

CSPは、言明書においてサービスを提供するリージョンを明らかにする³²。本制度における監査は、言明

²⁹ 業務実施者とは、監査主体に所属する者であって、情報セキュリティ監査業務に携わる、業務執行責任者以外の者を指す。

³⁰ 監査品質の確保の観点から、制度運用を行う中で監査手続を実施する際のガイドラインの作成等も検討するものとする。

³¹ クラウドサービスを提供する情報処理設備を収容するデータセンターが設置されている独立した地域。

³² 複数のリージョンにまたがるサービスの場合には、その複数のリージョンを少なくとも国・地域単位以下の粒度で明らかにすることが求められる。

書の範囲を対象とすることから、監査証跡として用いられる資料は、言明書に明記されたリージョンの中から収集されたものであることが必要である。したがって、複数のリージョンを跨いで同一の統制下にある場合であっても、言明書において明記されたリージョンのものでない資料を本制度の証跡として採用することは認められない。他方で、言明書に明記したリージョンの範囲内であって、かつ、統制が同質である場合³³には、監査証跡として用いられる資料が複数のリージョンを跨いでいる場合であっても、監査対象となる母集団を単一と見なし、この母集団の中からサンプル抽出を行うことを認めるものとする。

3. 今後の進め方と課題

3. 1. 制度立ち上げまでの今後の検討の進め方とスケジュール

本とりまとめにおいて制度の枠組みはまとめられることとなる。他方で、2. に記載のとおり、各種基準については現時点において大枠は固まっているものの、詳細部分についてはなお検討中である。したがって、各種基準は今後WGIにおいて議論した上で、WGとしての案をとりまとめると共に、制度所管機関において最終的な決定を行うものとする。その際、CSPへの要求事項となる管理基準を中心とした主要な基準については、事前にパブリックコメントを行う。

制度のスケジュールについては、デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日 閣議決定）において、2020年度内に政府機関における制度の利用を開始できるように検討を進めることとされている。他方で、制度に対してCSPや監査主体が適切に対応するためには、事前の準備期間を適切に取る必要がある。したがって、各種基準については、できる限り早急に検討を進め、本年度内にはパブリックコメントを実施する³⁴とともに、速やかな制度の立ち上げを行う。その後の制度の運用においては、監査等の実務の状況も踏まえながら柔軟に対応しつつ、2020年度中には評価結果が利用可能となるように、制度の立ち上げに向けて全力を挙げて取り組むべきである。

3. 2. その他の論点

①調達者/利用者が構築を行う上で重要な視点の整理

1.2.で述べたとおり、本制度で登録されたクラウドサービスを活用する際にも、登録簿に載っていることを以てリスクゼロとはならないため、調達者/利用者側においても情報セキュリティ対策を行う必要がある。このように調達者/利用者が留意すべき点等について、「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル³⁵」（以下、「SBDマニュアル」という。）の内容を参考としながら、クラウドサービス特有の代表的な留意点について、中間とりまとめの後に調査を行ってきた。その結果を踏まえれば、例えば、（参考図7）の点に留意しながらクラウドサービスの調達と情報システム全体の構築を行うことが望ましい³⁶。

³³ 例えば、統一された手続があり、同一の管理者によって査閲される等。

³⁴ 標準監査手続については、質・量両面から丁寧な作業が必要であり、迅速な作業をすることは前提としつつも、拙速は避けるべきであるとの指摘が委員からなされた。

³⁵ https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/SBD_manual.pdf

³⁶ （参考図7）に示された対策は、調達者/利用者側で行うべき対策が網羅されているわけではなく、あくまで対策策の一例を示しているものである。最新の技術動向も踏まえながら、自身の利用する機能やサービスに応じた対策を講ずることが必要である。

ただし、SBDマニュアルは、クラウドサービスを前提として策定されたものではないため、(参考図7)において「主なセキュリティ留意点」としてまとめた内容は、従来の対策方針をCSPで書き直したものである。クラウド・バイ・デフォルトを推進する上で、セキュリティの留意点をまとめるためには、(参考図7)の内容に加えて、SaaSの活用、クラウドネイティブアーキテクチャの採用、横断的なアーキテクチャの活用、従来の境界型セキュリティアーキテクチャの後継となるセキュリティアーキテクチャ、DevOps等の継続的な運用・開発を考慮する必要がある。

(参考図7)クラウド利用時のセキュリティ上の留意点

	対策区分(※)	対策方針(※)	主なセキュリティ上の留意点	調達者/利用者側における対応策の一例
1	侵害対策	- 通信回線対策 - 不正プログラム対策 - 脆弱性対策	✓ ネットワーク上のアクセス制御や経路上の通信の閉域性の確保は利用者側での設計が必要 ✓ マネージドサービス上での脆弱性対応が必要	✓ FW機能等の活用による外部アクセスの制御 ✓ 接続サービスの活用によるNW経路閉域化 ✓ CSP提供のパッチ適用機能の活用、等
2	不正監視・追跡	- ログ管理 - 不正監視	✓ CSPが提供する各種サービスに対する操作ログの収集及び不正操作の検知の仕組みの実装が必要	✓ ログ収集・不正検知サービスの活用 ✓ CSP提供範囲外における監査・管理の仕組みの実装(パケットキャプチャ、画面録画)、等
3	アクセス・利用制限	- 主体認証 - アカウント管理	✓ 管理コンソールの操作におけるアカウント自体のアクセス制御に加え、インターネットからのアクセス制限の考慮が必要	✓ 多要素認証機能(MFA)の利用 ✓ 必要最小権限の付与 ✓ 拠点IPや踏み台等による接続元の制限、等
4	データ保護	機密性・完全性の確保	✓ データ保護に際しては暗号化の実施に加え、選択した暗号化方式にもとづいた暗号鍵の管理を利用者責任のもと実施する必要がある	✓ 機密性や規制に応じた暗号化方式の選択 ✓ 暗号鍵サービス利用時のライフサイクル管理 ✓ データライフサイクル管理(データ廃棄)、等
5	物理対策	情報窃取・侵入対策	✓ CSPの管理範囲である物理環境(データセンター環境等)に対し、通常利用者側はCSPが実施するセキュリティ対策に依存する必要がある	✓ 物理環境におけるセキュリティ対策を要求する第三者認証の取得状況の確認、及び監査レポートによる詳細確認、等
6	障害対策(事業継続対応)	- 構成管理 - 可用性確保	✓ CSPが定める復旧条件(SLA等)や復旧プロセス(通知等)に従い、利用するサービスの仕様を把握し利用者側で冗長化の対応が必要	✓ CSPサービスを活用した冗長構成の構築 ✓ 復旧の仕様に従ってのサービス採否の判断 ✓ CSP提供の障害通知機能の活用、等
7	サプライチェーン・リスク対策	- 情報システムの構築等の外部委託における対策 - 機器等の調達における対策	✓ CSP側における委託先や機器調達の契約やプロセスに対し、通常利用者側はCSPが実施するセキュリティ対策に依存する必要がある	✓ 委託上のセキュリティ対策を要求する第三者認証の取得状況の確認、及び監査レポートによる詳細確認、等
8	利用者保護	- 情報セキュリティ水準低下の防止 - プライバシー保護	✓ オンプレミス環境同様、システム利用者のセキュリティ水準を低下させないようアプリケーションを設計・構築する必要がある	✓ オンプレミス環境と同様の対策を実施(アプリケーションの最新バージョンでの動作対応、等)

※:「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル 2019年9月24日版」より

(出典:アクセンチュア クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 調達・構築関連調査)

また、2.2.の方針で検討を行っている管理基準について、上記視点と管理策との対応関係を整理しているところであり、調達者/利用者が本制度の登録に関する情報を利用する際に、どの管理策を確認することで上記留意点に関する情報を得られるのかを一定程度示すことが重要である。³⁷また、この情報を得た上で、調達者/利用者側の対応としては、「監査レポートの内容を確認するもの³⁸」と、「監査レポートの内容を確認した上で、必要な設計等を利用者側の責任にて実施する必要があるもの³⁹」のどちらに該当するのかを把握し、調達者/利用者側における誤った設定等に起因するセキュリティインシデントを防ぐことができるよう、促していくことが重要である。本制度の運用を行う中で、登録に関する情報について調達者/利用者が確認し、適切に活用できるようになる必要がある。こうした目的を達成するためのガイダンス、ベストプラクティス等についても検討を行っていく必要がある。

³⁷ JIS Q 27017(ISO/IEC 27017)においてはCSPだけではなくクラウドサービスカスタマが実施すべき項目も記載されているため、こうした情報も活用するとよい。

³⁸ 例えば、「物理対策」の対策区分について、データセンターにおける対策等は調達者/利用者側が対策を実施するものではなく、CSP側が適切なセキュリティ対策を行っていることを確認することが重要。

³⁹ 例えば、「アクセス・利用制限」の対策事項について、調達者/利用者側は、CSPから提供される情報や機能を用いて、サービスへのアクセス制限や多要素認証機能を適切に設定することが重要。

②クラウド・バイ・デフォルトを推進する上で重要な論点

クラウド・バイ・デフォルトを推進していくためには、(参考図8)の1～6について検討・整理することが重要であるが、今回行った調査においては1の内容に焦点を当てていた。その他の観点は必ずしも本検討会のスコープに収まるものではないが、クラウドサービスを取りまくトレンドに遅れることなく、引き続き、2～6の内容についても調査・検討を行い、政府におけるクラウド・バイ・デフォルトを推進する環境整備を行っていく必要がある。なお、①の視点を整理した上で、それを調達者/利用者側が理解できなければ、クラウドサービスの活用は進まない。(参考図8)の2として挙げた、利用者側のクラウドサービスに関する知識、能力の強化を行うことにより、クラウドサービスのメリットを最大限活用できる体制を整備していくことが喫緊の課題である。⁴⁰

(参考図8)クラウド・バイ・デフォルト原則を推進するために必要な検討事項

1	・ 安全性評価制度の整備が進む中、仕組みの実行性を向上させるため現状の政府情報システムの実態を踏まえた利用者側の観点における監査レポート(言明書や監査報告書を含む各文書)の活用に係る検討が必要
2	・ クラウドサービスの利用者側における、利活用に際して必要な体制やプロセス(CI/CDやDevOps等の開発運用手法に対応した人材及びプロセス)の整備に向けた検討が必要
3	・ AIやIoTといった特定技術領域の活用にあたっては、提供されるサービス内容や技術仕様がCSPによって大きく異なる点を踏まえたクラウドサービスの活用検討が必要
4	・ システム単体のみならず、複数システムを横断的に対象とした、組織・団体を跨っての費用対効果を追求したクラウド化方針及び全体アーキテクチャの検討(統一的な利用のための判断基準の策定及び共通化対象機能や採用技術の選定等)が必要
5	・ 新たなサイバー攻撃やセキュリティ上の脅威に対抗するための既存の枠組みとの整合性を踏まえた次世代のセキュリティアーキテクチャ(セキュリティ境界内におけるトラフィックの評価やユーザ挙動の検証の仕組み等)の検討が必要
6	・ システム固有の業務やアプリケーション領域における、採用可能性のあるアーキテクチャや技術製品が多岐に渡ること踏まえたクラウドの効果をより大きくするための利用策(SaaS活用やクラウドネイティブアーキテクチャの採用等)の検討が必要

(出典:アクセンチュア クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 調達・構築関連調査)

③競争政策

必ずしも本制度の範疇ではないが、本制度におけるサプライチェーンの扱いなどの考え方から、SaaS等のクラウドサービスは、様々な機能を提供する大手のCSPにより登録されたサービスに、その基盤を依存する度合いが高まる可能性がある。これに対し、大手CSPが例えば自社のSaaSサービスを自社で提供する基盤サービス上で構築する場合と、同じサービスを利用してSaaSサービスを提供しようとする第三者との間で、大手CSPが不当な取り扱いの差異を設ける可能性も否定できない。このような場合、適切なサービスの競争環境が歪められることになりかねない。このため、政府として引き続き、こうした問題にどのように

⁴⁰ その一環として、外部からの専門人材の確保も必要であり、専門的人材の確保にかかる待遇面での柔軟な検討も必要との意見が委員から提示されている。

1 対処すべきなのか検討を進めるべきである。

3 ④見直しの体制

4 中間とりまとめでも度々指摘されているとおり、クラウドサービスの世界は非常に技術進歩が早く、制度
5 立ち上げ後に立ち上げ時に策定した基準にしたがって運用を行うだけでは、早晩クラウドサービスの実態
6 から制度が乖離してしまうことになりかねない。加えて、実務運用の中で、審査プロセスや制度への対応コ
7 ストの面で課題が明らかになった場合、適切な対応を行わなければ結果としてクラウドサービスの利用に
8 支障が生じる恐れもある。したがって、本制度においては、技術動向や国際的なクラウドサービスの利用動
9 向などを絶えずフォローし、また、②の2～6で示した内容を踏まえ、基準やガイドラインへの柔軟な反映や
10 運用状況を踏まえた制度全体のフォローアップを行うことが不可欠である。このため、(ア)政府は柔軟な見
11 直しが可能となる場を設けること、(イ)IPAにおいてこうした動向の継続的な調査を行う体制を築くこと、の2
12 点を検討会として求めたい。

14 ⑤経過措置

15 政府の情報システムの調達には数年のスパンで考えられるものがほとんどであり、制度立ち上げ時点です
16 でに利用を開始しているクラウドサービスについて、登録がないことをもって即座に利用停止とすることは
17 非現実的である。これは調達プロセスのうちシステム開発のフェーズまで進んでいる場合等においても同
18 様である。したがって、本制度の立ち上げに当たっては、情報システムの調達/利用の実務に、不合理な支
19 障を生じさせることがないよう、例えば既存システムについてはシステム更新のタイミングで本制度への準
20 拠を求めるなど、適切な経過措置を設ける必要がある。他方、政府機関等においては、自身の使っている
21 クラウドサービスを提供するCSPに対して、サービスの登録がない場合に本制度への登録を促すことが望
22 ましい。

クラウドサービスの安全性評価に関する検討会

検討会委員名簿

(敬称略)

【座長】

大木 榮二郎 工学院大学 名誉教授

【委員】(五十音順)

江口 純一 独立行政法人情報処理推進機構 理事

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学研究科 教授

加藤 雅彦 長崎県立大学 情報セキュリティ学科 教授

河合 輝欣 特定非営利法人 ASP・SaaS・IoT クラウドコンソーシアム 会長

岸 泰弘 PwC あらた有限責任監査法人 パートナー

後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学 学長

中尾 康二 国立研究開発法人 情報通信研究機構 主管研究員

永宮 直史 特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会 エグゼクティブフェロー

間形 文彦 NTT セキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員

満塩 尚史 内閣官房 IT 総合戦略室 政府 CIO 補佐官

宮下 清 一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会 参与

山内 徹 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 常務理事

【オブザーバー】

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

総務省 行政管理局

総務省 自治行政局地域力創造グループ

経済産業省 サイバーセキュリティ課

防衛省 AI・サイバーセキュリティ推進室

防衛装備庁 長官官房総務官

【事務局】

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

経済産業省 情報経済課

クラウドサービスの安全性評価に関する検討会

WG 委員名簿

(敬称略、五十音順)

＜管理基準 WG＞

【座長】

間形 文彦 NTT セキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員

【委員】(五十音順)

小川 隆一 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター分析 G ラボ室長

駒瀬 彰彦 株式会社アズジェント セキュリティセンターフェロー

菅谷 光啓 NRI セキュアテクノロジーズ株式会社 フェロー

成田 康正 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 セキュリティマネジメント推進室長

三笠 武則 特定非営利活動法人 ASP・SaaS・IoT クラウドコンソーシアム 執行役員

【専門委員】

久保田 朋秀 日本マイクロソフト株式会社

坂田 昭彦 NTT コミュニケーションズ株式会社

鈴木 拓也 富士通株式会社

瀧澤 与一 アマゾンウェブサービスジャパン株式会社

＜監査 WG＞

【座長】

永宮 直史 特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会 エグゼクティブフェロー

【委員】

遊馬 正美 EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー

加藤 俊直 PwC あらた有限責任監査法人 パートナー

辻村 啓 有限責任監査法人トーマツ ディレクター

間形 文彦 NTT セキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員

山口 達也 有限責任あずさ監査法人 パートナー

山田 英史 株式会社ディアイティ セキュリティ事業部担当部長

(オブザーバー、事務局は検討会に同じ)

クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 中間とりまとめ

令和元年 7 月

クラウドサービスの安全性評価に関する検討会

1	目次	
2	1. クラウドサービスの安全性評価に関する検討について	2
3	1. 1. クラウドサービスの利用に係る動向	2
4	1. 2. クラウドサービスの安全性評価に関する検討の必要性	2
5	1. 3. 検討会のスコープ	3
6	1. 4. 現状と目指すべき姿	4
7	1. 5. クラウドサービスの利用に係るセキュリティ確保の責任	4
8	2. 政府における情報・情報システムのクラス分けについて	6
9	2. 1. 政府における情報・情報システムのクラス分けの現状	6
10	2. 2. 情報システムのクラス分けの必要性	6
11	2. 3. 今後の望ましい情報システムのクラス分けの考え方	6
12	2. 4. 制度設計を行う上で整備することが望ましい文書・体制	8
13	2. 5. 検討会で出されたその他意見	9
14	3. クラウドサービスの安全性評価の制度について	10
15	3. 1. 制度設計の基本的視座	10
16	3. 2. 制度のフレームワーク	10
17	3. 3. 制度の詳細設計	12
18	3. 3. 1. 管理基準及び監査基準	12
19	3. 3. 2. 監査主体の選定	15
20	3. 3. 3. 監査の枠組みと具体的プロセス	17
21	3. 3. 4. 登録簿への登録情報	20
22	4. 今後の進め方と課題	23
23	4. 1. シミュレーションの実施	23
24	4. 2. 動的な要素への対応について	23
25	4. 3. 技術の検証・評価等について	24
26	4. 4. システム全体のアーキテクチャについて	24
27	4. 5. 政府内の体制構築・制度利用の実効性確保について	24
28	4. 6. スケジュール	25
29	5. まとめ	25
30		

1. クラウドサービスの安全性評価に関する検討について

1. 1. クラウドサービスの利用に係る動向

データは「21世紀の石油」とも言われるように、その利活用と適切な管理の両立が国のあり方とその発展に大きな影響を与えることとなる。世界で生成され流通するデータの総量は毎年加速度的に増加しており、それにあわせるように、情報通信技術の発展も著しいものがある。こうしたインターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に、パソコンやスマートフォンなど従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットへつながるIoTデバイスが急速に普及している。

こうした中で、インターネット上に設けたリソースを提供するサービスであるクラウドサービス¹は、サービスアプリケーションから多様なIoTプラットフォームまで、様々なICTソリューションを支えており、データの利活用・管理における中核のサービスとなっている。クラウドサービスの多様化・高度化に伴い、効率性の向上、セキュリティ水準の向上などの目的から、官民ともに、クラウドサービスの導入が進み、情報・情報システムの舞台がクラウド上に移りつつあると言える。

政府においては、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(2018年6月7日CIO連絡会議決定)を定め、情報システム調達に際しては、コスト削減や柔軟なリソースの増減等の観点から、クラウドサービスの利用を第一候補として検討を行うこととしており、今後、そのさらなる利用拡大が見込まれている。

1. 2. クラウドサービスの安全性評価に関する検討の必要性

上述のとおり官民における更なるクラウドサービスの利用拡大が見込まれているところではあるが、足元の状況では、適切なセキュリティ管理への懸念等から、クラウドサービスの導入が円滑に進んでいない現状も散見される。

諸外国に目を転ずれば、2010年代に政府が情報システム調達においてクラウドファーストを掲げ、その後間もなく、政府が主導してクラウドサービスの安全性を評価する制度を構築・運用している事例がある。2018年にクラウド・バイ・デフォルト原則を採用した我が国においても、安全性評価の制度の検討が必要な段階に到達していると言える。

我が国においても、未来投資戦略2018(2018年6月15日閣議決定)では、「クラウドサービスの多様化・高度化に伴い、官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、情報資産の重要性に応じ、信頼性の確保の観点から、クラウドサービスの安全性評価について、諸外国の例も参考にしつつ、本年度から検討を開始する。」とされている。また、サイバーセキュリティ戦略(2018年7月27日閣議決定)においても、「クラウド化の推進に当たっては、安全性評価など、適切なセキュリティ水準が確保された信頼できるクラウドの利用を促進する方策について検討し、対策を進める。」とされている。

このため、総務省及び経済産業省において、2018年8月より「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を開催し、クラウドサービスに係る既存の各種ガイドライン、国内外の認証

¹ 「クラウドサービス」とは、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)」(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部)の定義を適用し、「事業者によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの」を指す。

制度、監査制度等を整理した上で、適切なセキュリティを満たすクラウドサービスを導入するために必要な評価方法等について検討してきたところである。

今後、政府は検討会での議論を踏まえ、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」に必要な反映を行う。

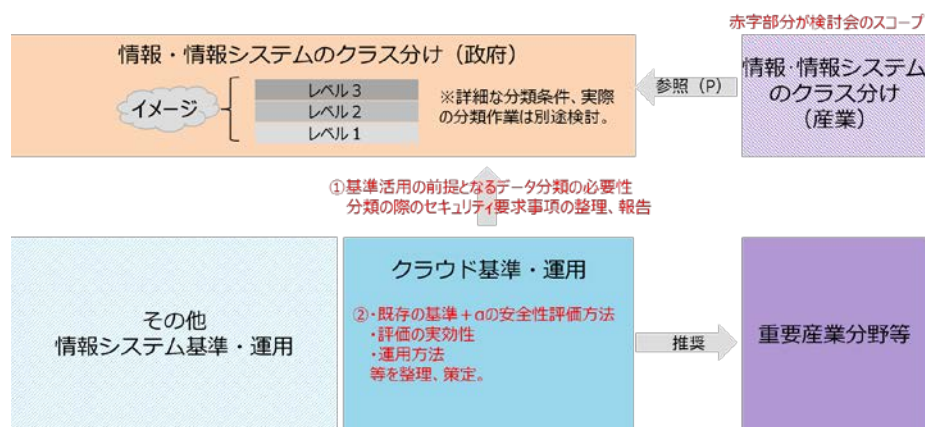
1. 3. 検討会のスコープ

制度設計に当たっては、検討会において大きく二つの観点から議論を行った。

一つは、情報²・情報システム³のクラス分けに関する議論、もう一つはクラウドサービスの安全性評価の制度そのものの議論である(参考図1)。これらの観点に加えて検討すべき事項については、継続的な検討事項として整理を行うこととした。

なお、検討会において設計されることとなるクラウドサービスの安全性評価制度(以下、「本制度」という。)は政府調達における利用を第一に想定しているものの、制度運用が本格化した際には、特に情報セキュリティ対策が重要となることが想定される重要産業分野等において本制度の評価結果の活用を推奨⁴していくことを前提に、検討を進めている。

(参考図1)検討会のスコープ



² ここでいう「情報」とは、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）」の定義を適用し、以下の情報を指す。

(ア) 職員等が職務上使用することを目的として機関等が調達し、又は開発した情報処理若しくは通信の用に供するシステム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）

(イ) その他の情報システム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報（当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。）であって、職員等が職務上取り扱う情報

(ウ) (ア) 及び (イ) のほか、機関等が調達し、又は開発した情報システムの設計又は運用管理に関する情報

³ ここでいう「情報システム」とは、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）」の定義を適用し、ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り、機関等が調達又は開発するもの（管理を外部委託しているシステムを含む。）を指す。

⁴ 政府と民間企業では、セキュリティ対策により守るべき観点・対応すべきリスクが異なることから、クラウドサービスの調達において必要な安全性の評価も異なることは言うまでもない。民間企業において本制度の評価結果を活用する場合には、各自のリスク評価を踏まえて各々で判断を行う必要がある。

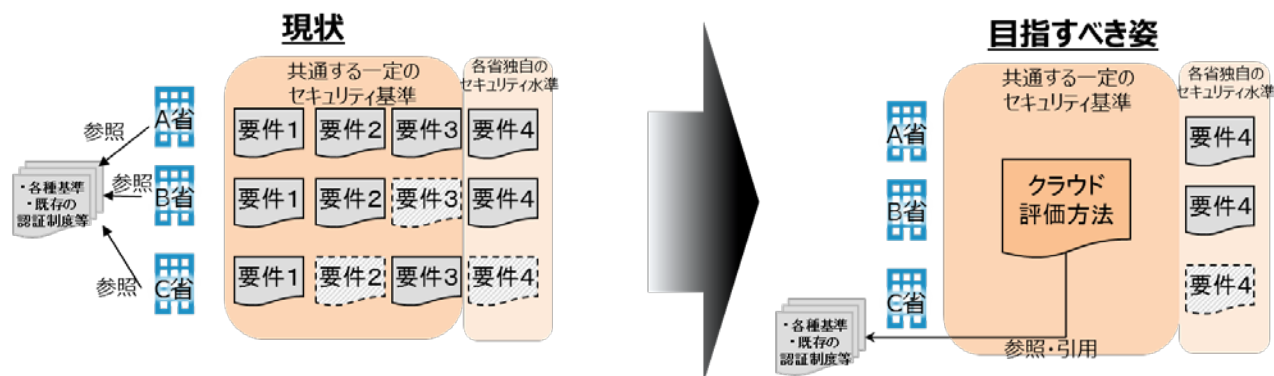
1. 4. 現状と目指すべき姿

前述の、検討会のスコープとして掲げた二つの観点について、議論の前提として認識している現状と、目指すべき姿は以下のとおりである。

現状において政府機関等の情報・情報システムのクラス分けをみると、「情報」については機密性、完全性及び可用性に基づく格付が行われているが、政府機関等の間でもその基準の運用や適用方法には差異が見られ、その結果として、クラウドサービス利用の利点の一つである政府機関内での情報連携やオープンデータ化が進まない一因となっていることが想定される。また、「情報システム」という単位での体系的な格付の考え方は示されておらず、求められるセキュリティ対策が調達側・クラウドサービスプロバイダ（以下、「CSP」という。）側双方にとって不明確であり、政府内で統一されていない。こうした状況から「情報システム」について、実効的な政府機関統一的な格付の考え方を整理し、それに応じた統一的なセキュリティ要件を示すことで、必要なセキュリティ対策の明確化につなげるとともに、クラウドサービスの利点を最大限活用できる環境が整うことが目指すべき姿である。

クラウドサービスの安全性評価については、現状、調達側では各政府機関等が様々な基準を参照しながらセキュリティ要件を設定しており、各政府機関等で共通の要件であっても各々で確認を行うこととなっているため、非効率である。CSP側から見ると、同じ要件であっても各政府機関等で別個に審査を受ける必要があり非効率であることに加え、CSP側が満たすべきセキュリティ要件のベースラインが不明確になる傾向がある。目指すべき姿としては、各政府機関が共通のクラウドサービスに係る要件について平準化・明確化し、一度その要件を満たしていることが示された場合に、結果の相互利用を可能とすることで、安全性評価の効率化を行うことである（参考図2）。

（参考図2）セキュリティ基準の平準化と明確化



それぞれの詳細については、「2.政府における情報・情報システムのクラス分けについて」、及び「3.クラウドサービスの安全性評価の制度について」で触れていく。なお、目指すべき姿については、クラウドサービスの利用に関わらず、政府の情報システム調達全体にも関わる部分が存在することに留意が必要である。また、クラウドサービスの活用により削減されるコストについては、セキュリティ確保やデータの連携・利活用に有効活用されることが望ましい。

1. 5. クラウドサービスの利用に係るセキュリティ確保の責任

クラウドサービス利用の有無に関わらず、情報システムの調達に当たっては、情報システムのユーザー

1 である政府機関等が、その調達する情報システム全体のセキュリティ確保に責任を負っている。その上で、
2 クラウドサービスを利用する場合、クラウドサービスの提供者であるCSPとそのセキュリティ確保の責任を
3 分担することになる。このため、安全性評価の仕組みにおいては、政府として許容できないリスクレベルに
4 基づく要求事項を提示し、CSPに対してその要求事項を満たす対策の実施を求めることで、ユーザーたる
5 政府機関等がCSPと責任を分担した部分についても、情報システム全体でのセキュリティ確保に対するユ
6 ーザーとしての責任を果たすことが可能となるようにすることが原則的な考え方となる。

7 また、一般的にクラウドサービス自体に一定のセキュリティ確保が求められることは言うまでもなく、CSP
8 が自身のクラウドサービスについて自らリスク分析を行い、対応策を実施するということが、政府の要求の
9 有無とは関係なく求められている。したがって、政府として提示する要求事項は、CSPの提供する個別のク
10 ラウドサービスのリスク分析を行う性質のものではないという点に留意し、CSPが自らリスク分析を行い適
11 切に対応することが、クラウドサービスの利用の前提となっている。

12 なお、こうした考え方に基づき安全性評価の仕組みを構築した場合であっても、その安全性評価の対象
13 は個別のクラウドサービスにとどまるものであり、ユーザーたる政府機関等は、引き続き情報システム全体
14 のセキュリティ確保に責任を負うことになる。また、CSPと責任を分担した部分についても、政府機関等はカ
15 スタマーとしての責任範囲について、必要な対策を講ずる責任を負っている。

2. 政府における情報・情報システムのクラス分け⁵について

2. 1. 政府における情報・情報システムのクラス分けの現状

情報セキュリティの基本は、機関等で取り扱う情報の重要度に応じた「機密性」・「完全性」・「可用性」を確保することであり、それぞれの機関等が自らの責任において情報セキュリティ対策を講じていくことが原則である。「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」(以下、「統一基準」という。)においては、こうした前提のもと、情報の取扱い方のメルクマールとして、格付の区分を定義している。具体的には、「機密性」については3段階、「完全性」・「可用性」については2段階の区分を定義している。

現在、政府機関職員等は、こうした定義に基づき、情報を作成又は入手した段階で当該情報の取扱いについて認識をあわせるための措置として、情報の格付及び取扱制限の明示等を行うとともに、それに応じた対策を講ずることが求められている。一方で、「情報システム」という単位でのこうした考え方は示されていない。

2. 2. 情報システムのクラス分けの必要性

前述のとおり、現在、政府機関等の持つ「情報」に関しては、統一基準において格付の定義がなされているものの、それら「情報」が保存され、あるいは処理される「情報システム」という単位でのシステムの重要度に応じたセキュリティ水準の定義や考え方は示されていない。すなわち、セキュリティの観点から「情報システム」の取扱いについて認識をあわせるための措置は、体系的に整理がなされていない。

他方、本制度(制度の具体的な内容は後述)においては、その評価の結果、当該サービスが満たすセキュリティ水準が3段階にレベル分けされ、登録が行われることが想定されている。

こうした状況において、政府側で「情報システム」が確保すべきセキュリティ水準の考え方が体系的に整理されていないことにより、登録されたサービスのうち、どのセキュリティ水準のサービスを採用することが適切かを判断することが困難となり、本制度を最大限に活用できなくなることが予想される。

以上を踏まえ、政府機関等で取り扱う「情報システム」の重要度に応じて適切なセキュリティを確保するという観点から、「情報」の格付も参考としながら、「情報システム」についても「機密性」・「完全性」・「可用性」それぞれに関して格付と同様の概念を整理し、これらに基づいて必要な総合的なセキュリティ水準を定義する「クラス分け」の考え方を整理することが望ましいと考えられる。

なお、「情報システム」のクラス分けの方法論については、政府が自身の「情報システム」を整理し、具体例も想定しながら、それぞれのシステムの重要性を認識した上で検討を行うべきものである。本制度を活用する上で望ましい情報システムのクラス分けの考え方を以下のとおり示す。この考え方を踏まえて、政府において詳細の検討が行われることが求められる。

2. 3. 今後の望ましい情報システムのクラス分けの考え方

情報システムのクラス分けを行う際、そのシステムがどのような業務に用いられるのかを考えることが重要である。これは、同様の情報を取り扱うシステムであっても、その業務内容によって重要度が異なる場合が想定されるためである。例えば、国民へのサービス提供に直接使用されるシステムとサービス提供を管

⁵ ここでいう「クラス分け」とは、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)」における「格付」の考え方を準用し、情報・情報システムに対して重要度を格付けすることを意味する。

理・支援するシステム、緊急時対応に用いられるシステムとそうでないシステム等、業務単位でクラス分けを行うことで、実態に即した運用につながると考えられる。

こうした前提のもと、情報システムのクラス分けを行う際の整理として、「機密性」・「完全性」・「可用性」のそれぞれの観点については、以下のとおり整理することが望ましいのではないか(参考図3)。

○「機密性」について

原則、機密性については、情報システムで取り扱う情報のうち最も高い機密性の格付にあわせることが望ましいと考えられ、情報の格付と同様に3段階の格付を行う。また、情報によっては、単独では機密性が低くとも、集約することで機密性が高くなるものが存在し得ることに留意が必要である。

他方、前述の原則に基づいて、最も高い機密性に合わせて、機械的に情報システムの機密性を格付けした場合、要求水準の高止まりが引き起こされ得る。保守的になりすぎるが故に、必要以上の機密性水準を求めることは、セキュリティ対策費用の高止まりを招くのみならず、機密性と可用性の間に想定されるトレードオフの関係から、情報の活用・連携を阻害することにつながりかねない。こうした、情報システムの機密性格付の高止まりを防ぐためには、情報の機密性に応じて、構築するシステムの分離も検討するべきである。

○「完全性」について

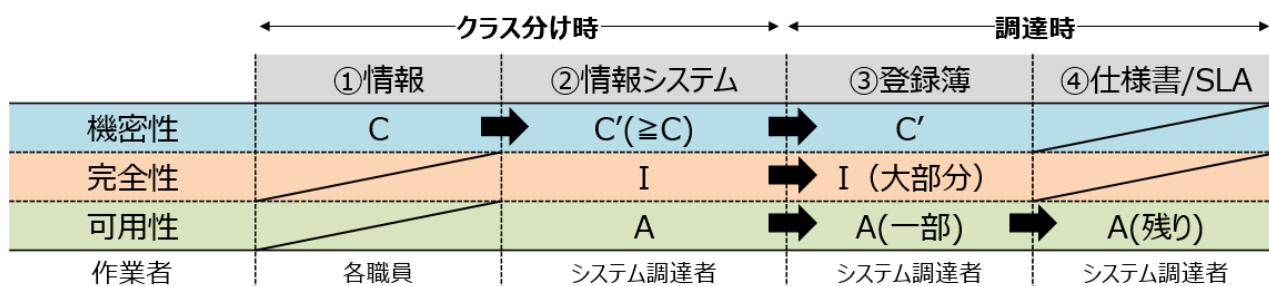
政府機関等の情報システムにおいては、全てのシステムで何らかの行政文書を取り扱うことが想定されることから、改ざん等が許容されるものは想定されず、ベースラインとして高いセキュリティ水準を求める必要がある。そのため、当面は1段階の高い完全性格付を求めることが妥当と考えられる。

その上で、公文書管理制度や、公文書管理委員会における議論も注視しながら、必要に応じて水準に段階を設けるなどの対応を適切に行っていく必要がある。例えば、将来的には、電子署名やタイムスタンプ等の活用により、改ざんの防止を図ることも追加的な手段として考慮され得る。

○「可用性」について

業務が低速化・停止した場合の政府機能・国民生活等への影響に注目して3段階で定義し、必要なバックアップの取り方・稼働率・復旧時間等に反映することが望ましい。

(参考図3) 情報システムの「機密性」・「完全性」・「可用性」格付



※C、C' は機密性のレベル、Iは完全性のレベル、Aは可用性のレベルを指す。

※上記はイメージであり、機密性・完全性についてもSLA⁶で記載すべき内容が残る場合もある。

⁶ SLA については必ずしも締結が必要なものではない。

以上の考え方に基づいて「機密性」・「完全性」・「可用性」のそれぞれの観点から情報システムを格付けし、それらの組合せにより、政府機関等が調達する「情報システム」に求めるセキュリティ水準をクラス分けすることで、適切なクラウドサービスの選択が可能になると考えられる。

セキュリティ水準を明確にした後、政府機関等は調達対象となるクラウドサービスが、その水準に適合していることを、然るべき段階で確認していくこととなる。この際、「機密性」・「完全性」については、検討会で議論している安全性評価の結果として登録簿に登録されているクラウドサービスのうち、適切なレベルのものを選択することで、然るべきセキュリティ水準を満たすことが可能となる設計とすることを目標としている。また、「可用性」については、登録簿からクラウドサービスを選択することで、一定の「可用性」に係る要件が達成されるものの、統一的に基準を設けることが必ずしも適当でない内容も含まれる。こうした内容については、その業務に照らして必要な「可用性」要件について、仕様書やサービスレベルアグリーメント（以下、「SLA」という。）に位置づけることによって調整する必要がある。この結果、登録簿から選定を行う際、登録簿上のレベルの数字は「機密性」格付に一致することとなる。

CSP側に視点を移すと、CSPは、登録簿への登録時と、調達時の2段階で政府の求める「機密性」・「完全性」・「可用性」の水準を満たしていくこととなる。登録簿への登録時には、政府の示す管理基準に対応することで、目標とするレベルに応じた「機密性」・「完全性」の大部分、及び「可用性」の一部の要件を満たした状態で登録簿に登録を行う（参考図4）。調達時には、仕様書・SLAへの対応を行うことにより、なお残る「可用性」の観点を中心とする要件を満たすことになる。すなわち、登録簿にクラウドサービスを登録されていることを以て、「機密性」・「完全性」に関するセキュリティ要件を満たしているという事実が全ての政府機関等で再利用されることとなり、効率性の向上に資する設計とすることが望ましい。

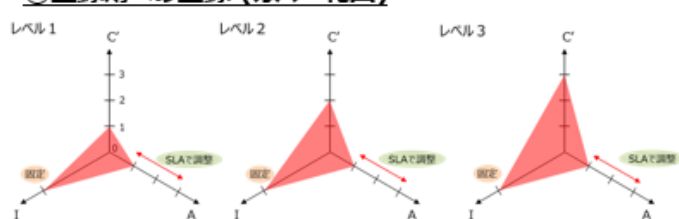
（参考図4）

①管理基準への対応(管理策の選択パターン^{※1})

	C'			I	A	
	1	2	3			
管理策①		×	×			機密性2以上 で対応が必要
管理策②	×	×	×			全てのレベル で対応が必要
管理策③				×		
管理策④					×	機密性3 で対応が必要
管理策⑤			×			

※1 管理策については、策定作業を進めているところであり、作業を進める中で上記に示した管理策の選択パターンから変更となる可能性がある。

②登録簿への登録(カバー範囲)



※登録簿に記載される内容については別途検討が必要
※登録簿において、SLAにおいて可用性で対応できる範囲についての記載も検討

2. 4. 制度設計を行う上で整備することが望ましい文書・体制

各政府機関等の判断において差異が生じやすいのは、格付を行う部分とSLAを策定する部分である。格付に関しては、情報システムのクラス分けの手順やその視点について整理した文書を策定することが望ましい。その際、要求されるセキュリティ水準の必要以上の高止まりを防止するためにも、取り扱う情報の機密性水準が複数存在する場合の、その分離の検討方法や、通常時と緊急時における扱いの変化（特に、機密性と可用性の相互関係）についても検討がなされることが望ましい。また、業務に応じて情報システムのクラス分けをする際のメルクマールとして、事例集を作成することも望ましい。これにより、どのような業

務の場合に、どのようなセキュリティ水準を確保すべきであるかを判断する一助となると考えられる。SLAに関しては、情報システムの可用性の格付に応じて要求されるひな型を作成することが望ましいと考えられる。

こうした補助文書に加え、実効性を確保するためには、各政府機関等において情報システムの格付が適切に行われているか、また、SLAが適切に設定されているかを確認する仕組みの構築も重要となる。画餅とならないためにも、実効性ある運用を行えるような設計をする必要がある。

2. 5. 検討会で出されたその他意見

検討会においては、委員から上記のほかに、以下のような意見も出されているところであり、これらの点についても留意しつつ、検討を進めることが求められる。

- 情報の定義として、統一基準の定義を使用しているが、クラウドサービスの安全性評価における情報の定義として適切であるか検証が必要ではないか。すなわち、「記録された情報」となっているが、今後、政府機関等がクラウドサービス等を利用した場合に、例えばビデオ会議の内容はストリーミングで記録されない。しかし、それは情報の定義外の可能性もあるが、クラウドサービスを利用して行う業務に合わせて情報の定義を広げることも検討すべきではないか。
- 業務単位で格付を行うということであるが、業務という言葉の意味は幅が広いため、検討を進めていく中で、より粒度を明確にすべきではないか。
- 可用性の考え方について、従来のオンプレミスで求められていたものと意味合いが変わってきていることに留意が必要である。クラウドサービスでは、故障が起きた場合には古いシステムを破棄したり、バックアップはオンタイムで行っていたりするが、可用性の要件として何を求め、そのエビデンスをどのように考えるかを含めて十分検討を行うべきである。

3. クラウドサービスの安全性評価の制度について

3. 1. 制度設計の基本的視座

今回の制度の目的は、官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的な利用を推進することにある。したがって、制度設計に当たっては、クラウドサービスの特性を踏まえ、クラウドサービスを利用することによるメリットを活かすことができるようなものにする必要がある。

かかる観点から、検討会においては、以下の基本的視座に基づいて、制度設計を行った。

- クラウドサービスはオンプレミスのシステムのように調達が終わった段階で完結するものではなく、運用そのものがサービス内容であることから、安全性評価の実効性確保の観点から、運用状況まで踏み込んだ制度とすること。
- クラウドサービスには拡張性や機能追加といった変化に価値があることや、クラウドサービス全体の技術変化のペースが非常に早いことを踏まえ、技術変化への柔軟性を確保すること。
- 各省が統一的に、一定のセキュリティ水準の確保を行えるような制度とすること。
- 制度運用の状況を踏まえ、重要産業分野等においてクラウドサービスを利用する際に、本制度の評価結果を活用することも視野に入れること。

3. 2. 制度のフレームワーク

(1) 制度において必要な要件

制度のフレームワークを検討するに当たって、より具体的な要件を検討した結果、以下のような点を踏まえる必要があると考えられる。基本的視座を前提としつつ、これらの要件を踏まえた形で、フレームワークを検討した。

- 同一主体のクラウドサービスであっても、サービスごとにセキュリティ水準は異なるため、評価の対象はCSP単位ではなく、サービス単位で行うこと。
- 情報・情報システムのクラス分けに応じたサービスの選択が可能となること。
- 既存の仕組みや認証制度等が最大限活用できるようすること。
- クラウドサービスの利用によって生じる経済性・効率性を損なわないこと。
- クラウドサービスの形態(IaaS、PaaS、SaaS)の差異を踏まえた制度とすること。
- クラウドサービスが複数の運用主体・要素で構成されることを考慮すること。
- 諸外国の制度、国際的な制度等に比して、過度に日本特異な制度とならないこと。

(2) 制度のフレームワーク

制度の基本的な枠組みにおいて、具体的な安全性評価は、技術が日々進歩することを踏まえ、情報システムに専門的な知見を有する主体が実施することが重要である。既に民間において情報システムに関するセキュリティ監査が実施され、知見が集積していること、一定の評価水準を確保することが可能であること、また、運用後の継続的な確認が可能であることといった観点から、監査⁷の仕組みを活用した枠組みとする。

具体的には、政府が設定した政府クラウド情報セキュリティ管理基準(仮称。以下、「管理基準」という。)

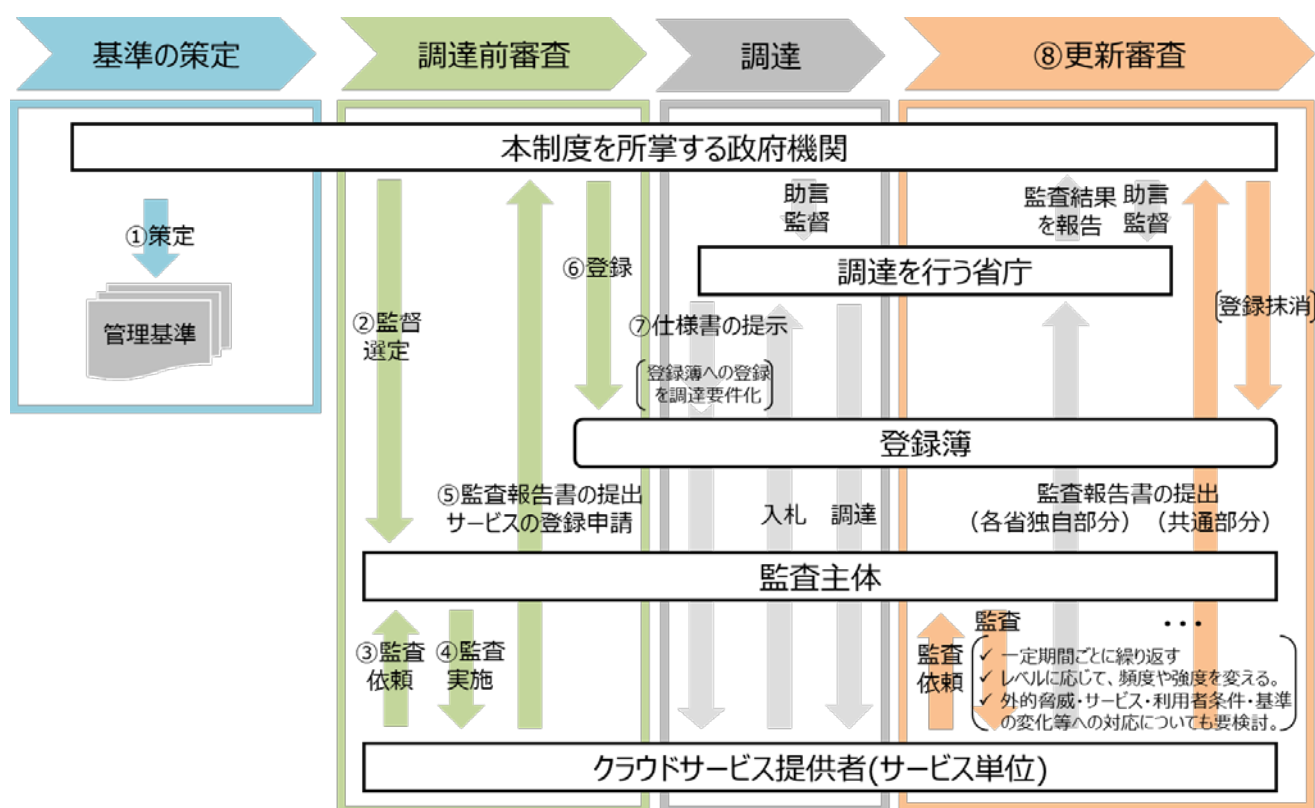
⁷ 本文書における「監査」とは、情報セキュリティの監査を指し、財務書類の監査とは異なるものである。

に対して、CSPが提供するサービスがそのサービスごとに基準を満たすか否かを監査主体が監査する。その上で、監査報告書から基準を満たすサービスであると判断できるものについて政府が登録簿に登録することとする。システム調達を行う各政府機関等がクラウドサービスを利用する際には、当該登録簿に登録のあるサービスから調達するものとする。

上記枠組みをより詳細に時系列で並べると、以下のような流れとなる(参考図5)。

- ① 政府が管理基準等を策定。
- ② 基準に基づき、クラウドサービスを監査する監査主体を政府として選定。
- ③ CSPは選定された監査主体に対し、登録を目指すクラウドサービスの監査を依頼。
- ④ 依頼された監査主体は、一定の手続に従って監査を行い、監査報告書等を作成。
- ⑤ CSPは当該監査報告書等を添付の上、政府に対して登録を申請。
- ⑥ 政府は監査報告書等を確認の上、評価結果に問題がなければ登録簿へ登録。
- ⑦ システムを調達する各政府機関等は、クラウドサービス利用に際し、登録簿からの選定を要件化。
- ⑧ CSPは登録継続のため、一定の期間ごとに監査を受け、更新手続を実施。

(参考図5) 制度のフロー



また、上記フレームワークを実施するために、政府が示す基準として検討会で提示すべき基準等の一覧⁸を整理すると以下のとおりとなる。

- ① 管理基準：調達に当たり政府がCSPに求めるセキュリティ基準

⁸ これら基準等を利用する際の、各種フォーマット等の附属文書の作成も並行して行う。

- ② 監査主体の選定基準： 政府が監査主体を選定する際の基準
- ③ 監査基準： 監査主体が監査をする際の行為規範にあたるもの
- ④ 標準監査手続⁹： 具体的な監査手法及び監査手順を踏まえた標準的な監査の手続

(3)留意事項

このフレームワークの下で詳細な制度設計や制度運用を行う上では、以下の点について留意する必要がある。

- 本制度は、事実上、クラウドサービスを利用する政府機関等に代わって政府が選定した監査主体が監査を行うものであり、一定の手続に基づき認定機関や認証機関が定められる、JISやISOといった規格に対する第三者適合性評価制度（いわゆる認証制度）の枠組みとは性質が異なるものである。
- セキュリティに係る問題事案・疑義等が生じた場合には、政府機関等がその原因を確認し対応を行う仕組みのあり方を検討することが必要である。
- クラウドサービスを適切に利用することで、調達費用が低減されることが期待される。一方で、安全性確保のためには一定のコストがかかるものである。本制度の導入によって、CSPにとって例えば監査コストなどの追加的な費用¹⁰がかかることは事実であり、その費用は政府の調達費用に反映されるものとなるが、こうした費用は安全性確保のために必要な費用と考える必要がある。ただし、クラウドサービスの導入によるメリットを活かすためにも、システム調達全体としてクラウドサービス導入以前よりも費用が下がるよう、制度設計する必要がある。
- 監査を受けるに当たっては、監査主体に対して支払う監査費用が発生することになる。この費用については、登録を目指すCSPが負担することが必要である。
- 政府機関等はクラウドサービスを含む情報システムの利用に当たって、自らリスク分析を行う必要がある。特に、本制度において政府が統一的に定めたリスク受容水準を超えるリスク水準が必要な業務等がある政府機関等においては、リスク分析に基づき所要の追加的対策をCSPと個別に契約し、実装・運用する必要がある。この個別の契約に関する監査は当該政府機関等が実施する必要がある。

3. 3. 制度の詳細設計

上記のフレームワークを前提として、個別の要素についての詳細な考え方を、以下において整理する。

3. 3. 1. 管理基準及び監査基準

(1)基本的考え方

政府が要求する管理基準の内容は、組織に求められるガバナンス基準やマネジメント基準と、個別のサービス単位で具体的なリスクを低減するために必要な管理策を位置付ける管理策基準によって構成される。

政府機関等が情報システムを調達するに当たっては、情報システム上で扱う情報の格付や実際に構築

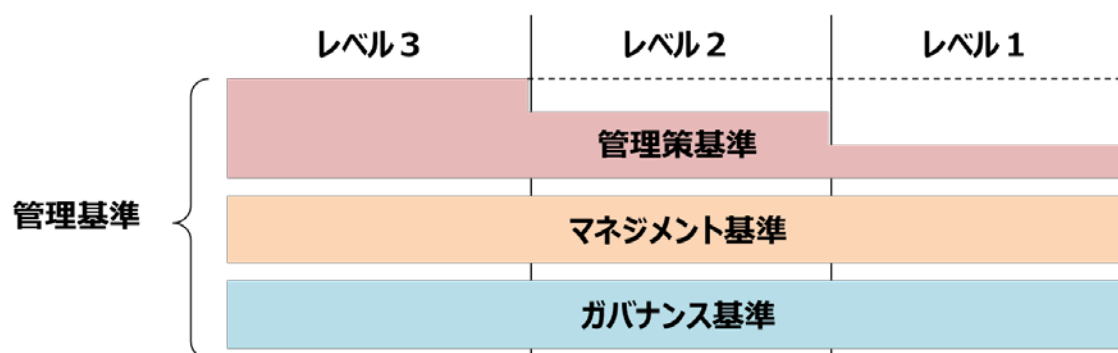
⁹ 標準監査手続は、管理基準の内容に対応するものであるため、管理基準におけるレベルに応じて手続の内容も異なる部分がある。

¹⁰ 本制度の導入の如何に関わらず、元来のセキュリティ対策において、一般的な水準に比して不足が存在していた場合、その不足分への対応は本来なされていて然るべきものであり、本制度による追加的な費用とは別の性質であることに留意が必要である。

1 するサービスに求められる機能に応じて、求められる情報システム自体のセキュリティ水準が定められる。
2 例えば、情報システム上で扱う情報が公開情報等に限られる場合と機密性が高い情報も扱う場合で、求め
3 られるセキュリティ水準も自ら異なるものとなる。

4 このため、管理策基準の項目数・強度・内部監査の活用等に差異を設けることで、登録されるクラウドサ
5 ービスのレベル分け¹¹を行うこととする(参考図6)。

7 (参考図6) 管理基準の体系



10 また、監査を活用した制度とするに当たって、監査人や監査人の所属する組織が遵守すべき事項を定
11 めた監査基準等も策定する必要がある。なお、監査基準については、原則レベル分けに依らず同一の基
12 準となる事が想定される。

13 このほか、検討会での議論を踏まえ、管理基準や監査基準等の策定に当たっては、以下の点を踏まえ
14 ながら、具体的な作業を進めることとした。

- 15 ➤ 既存の国際規格等に基づく認証制度等を最大限活用できるよう、国内外の制度との比較・分析を行
16 い、既存制度との対応関係が分かるものとする。
- 17 ➤ クラウドサービスに係る様々な指針等が既に策定されている一方、実効性が不十分であると言える
18 状況にあることから、クラウドサービスの調達を行う際には、本制度で策定する基準のみを参照す
19 れば必要十分なものとする。
- 20 ➤ サイバー空間上の基準に留まらず、クラウドサービスを運用するデータセンター等の物理的な基準
21 も位置付けること。
- 22 ➤ クラウドサービスの形態(IaaS、PaaS、SaaS)によってCSPの責任範囲が異なる¹²ことを念頭に、まず
23 はIaaS、PaaSに該当する基準を先行して検討すること。
- 24 ➤ 実際の作業については、検討会の下にワーキンググループを設置し、検討を進めること。
- 25 ➤ 管理基準のうち、ガバナンス基準およびマネジメント基準についても、今後、詳細の検討を行うこと。
- 26 ➤ 本文1.5に記載したとおり、CSPは自身のサービスのセキュリティに責任を負っており、本制度に限ら
27 ず一般論として、自ら個別管理策の有効性を確認することが求められていることから、例えばSOC2

¹¹ 上位レベルに登録されているサービスは、下位レベルのセキュリティ水準も満たすものと見なされることとなる。他方、利用者側として不必要に高いレベルのクラウドサービスを利用することで、それに伴いコストが不必要に高いものとならないよう費用対効果に留意する必要がある。

¹² 一般に、CSPがサービス提供において負う責任範囲の大きさはSaaS>PaaS>IaaSとなる。

のような外部監査人による評価や、組織内において独立した立場で評価を行う内部監査¹³を活用している。これを踏まえ、本制度ではガバナンス基準もしくはマネジメント基準において、CSPに対し自らの個別管理策の有効性をモニタリングおよび評価するプロセスの構築・実施を求めること。

- 内部監査の実施にあたり、内部監査人や内部監査結果の品質を確保するため、監査基準や標準監査手続において独立性要件や内部監査手続を位置付けること。

(2)現在の検討状況

① 管理基準について

現在、検討会の下に設置したワーキンググループにおいて、管理基準の策定作業を進めている。具体的には、以下の手順に従って実施している。

I. 管理基準の参考とする国内外の基準等は次の八つとする。

- JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)
- JIS Q 27002 (ISO/IEC 27002)
- JIS Q 27017 (ISO/IEC 27017)
- NIST SP800-53 rev.4
- Australian Government Information Security Manual (ISM)
- サイバーセキュリティ戦略本部 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)
- 日本セキュリティ監査協会 クラウド情報セキュリティ管理基準(平成28年改正版)
(経済産業省 情報セキュリティ管理基準(平成28年度版))
- 総務省 クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン(第2版)

II. JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)、JIS Q 27017 (ISO/IEC 27017)を軸として、これらの管理策にその他の基準等がどのように紐付くのか、マッピングを行う。

III. マッピングを基に、必要な項目を選定する。

IV. 統一基準でなされている整理に合わせて、必要な項目を再構成する。

また、参考としているものの多くは、情報セキュリティ全般に対する基準等であることから、具体的な記述内容が必ずしもクラウドサービス向けとなっていない。このため、実際の管理基準の記述においては、CSPとクラウドサービスカスタマを対策の実施主体とした記載にすることで、管理策の具体的な解釈が容易になるように検討を進める。

加えて、データセンターの物理的な基準等、上記基準には含まれていない要素についても、引き続き検討していく。

¹³ 内部監査のメリットとしては、様々な認証制度や評価制度に一元的に対応できるようなプロセスを自身で組むことが可能であることや、外部監査人による評価に比べてコストメリットを得られる場合が多いこと、また、組織の内部の者であるため、クラウドサービスの内容や管理策等の詳細について精通していることが挙げられる。

② 監査基準について

並行して、監査基準についても、基本的には管理基準と同様のプロセスによって策定作業を進めている。監査基準の策定にあたり参考としている国内外の基準等は以下のとおりである。

なお、検討会において、監査の枠組みについては、予め定められた標準監査手続に則って、対象サービスがセキュリティ管理基準を満たしているか否かの評価を行うもの（詳細は本文3.3.3を参照）とされたことを踏まえ、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考とし、策定作業を進めていく。

- JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020)
- JIS Q 17021-1 (ISO/IEC 17021-1)
- JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065)
- JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006)
- 企業会計審議会 監査基準の改訂に関する意見書
- 日本公認会計士協会 保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」
- 日本公認会計士協会 専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」
- 経済産業省 情報セキュリティ監査基準(Ver1.0)

(3)留意事項

管理基準については、現在詳細な内容を検討中であるが、最終的な策定に向けて、以下の点に留意しつつ引き続き検討を進める。また、監査基準については、監査報告書の品質管理の基準も含むこととし、引き続き検討を行うこととする。

- 個別の項目が過度に具体的・詳細に及ぶ場合、管理策の具体的な実施におけるCSPの選択の幅が狭まりコスト増要因となるほか、技術変化に応じた基準の変更が頻繁に発生するといったデメリットがある。一方で、抽象的すぎる場合、実効性が欠如する可能性がある。このため、自由度を持たせるべき項目と詳細に設定すべき項目の設定や、遵守事項と推奨事項の区別といった観点も含め、適切なバランスを考えること。
- 策定の過程で、政府システムへの納入実績等の観点から代表的なCSPに直接意見照会を行うなど、基準の実効性や実行可能性について十分に配慮すること。

3. 3. 2. 監査主体の選定

(1)基本的視座

フレームワークにおいて提示したとおり、クラウドサービスの評価を行うのは民間の監査主体である。一方で、今回の安全性評価の制度は、政府機関等が利用するクラウドサービスの安全性を確保することが大きな目的の一つである。このため、事実上政府に代わって監査を行う主体に対しては、政府として主体的に関与する必要がある。したがって、政府が本制度における監査を行うことができる監査主体を、予め定めた基準に基づき選定することとし、選定された監査主体による監査を受けていない場合には、当該サービスについての登録は認めないものとする。なお、ここでいう選定とは、個別の監査案件に対して監査する主体を指定するものではなく、監査主体が基準を満たしているか否かを確認するものであり、CSPが自身のサ

1 ービスの監査を受ける際に、確認を受けた監査主体の中から依頼先を選択できるようにするものである。
2 監査主体の選定においては、当該監査主体について以下の二つの基本的視座を踏まえ、具体的な選
3 定の枠組みを構築する必要がある。

- 4 ▶ 評価を行う技術的/専門的能力を有しているか
- 5 ▶ 主体自体が信用に値するか

7 (2) 監査主体の選定の全体像

8 監査主体の選定のプロセスを概観すると、通常の選定プロセスと問題事案発生時の対応の二つの流れ
9 が想定される。その上でプロセスにおける論点として、以下の点が挙げられる。

11 ① 監査主体の選定基準の具体的な要件

12 選定基準の具体的な要求事項については、実際に監査を行う監査人に対して求められる要件と、監
13 査人が所属する組織に対して求められる要件が存在する。これらの対象について、基本的視座で示した
14 技術的/専門的知見と主体の信頼性の2点を確保することが必要となる。これらを踏まえると、具体的な
15 要求事項の例としては、以下のような内容が考えられる。

17 <監査人¹⁴に対する要求事項の例>

- 18 ・資格要件: 情報セキュリティや監査制度への知見を担保する観点から、例えばCISSPやCISAといった
19 国際資格や、情報処理安全確保支援士や公認情報セキュリティ主任監査人といった資格を要求。
- 20 ・実務経験: 監査実務の円滑な実施や品質の確保の観点から、前述の資格が必要とされる業務にお
21 ける、一定期間の実務経験を要求。
- 22 ・国籍要件: 事実上政府に代わって評価をする観点から、監査人の日本国籍を要求。

24 <法人に対する要求事項の例>

- 25 ・組織体制: 監査報告書の品質を確保するための基準を遵守することが可能な体制を要求。
- 26 ・法人登録: 国内に法人登録があることを要求。

28 ② 問題事案発生時の対応

29 監査主体が適切な体制構築や定められた監査手続の実施を怠るなどの事態が生じた場合、最終的
30 には選定の撤回など何らかのペナルティが課される必要がある。他方で、こうした不利益を監査主体に
31 課す場合には、ペナルティの受容性を高める観点からも、十分な事実検証が必要であることから、問題
32 事案を検証し対応を審議する体制を構築する必要がある。

34 ③ 監査主体の選定の有効期間(更新期間)と有効期間中における監視・報告のあり方

35 監査主体の選定に当たっては、確認を行う政府と確認される監査主体の双方に相応のコストがかかる
36 こととなる。このため、選定の有効期間は複数年とする。他方で、複数年にわたり監査主体の状況が確
37 認されないことは、監査主体の水準の維持の観点から適切とは言えないことから、有効期間中において、

¹⁴ ここでの「監査人」とは、署名する権限を持つ者を指す。

1 監査主体に基準に則した状況を報告させるなど、一定の監視機能を有する必要がある。

3 ④ 監査主体の選定プロセス全体の運用体制

4 一連の監査主体の選定プロセスについて、全ての体制を政府機関内に築くことは困難であることが考
5 えられる。このため、選定プロセスの実務について、外部機関に委託する等の対応を認める必要がある。

7 以上のような論点への対応を踏まえ、今後政府において、選定基準や選定プロセスの体制構築につい
8 て検討を進めることし、実際の制度立ち上げ前に、検討会において報告を求めることとする。

10 (3)留意事項

11 監査主体の選定については、以下の点に留意しつつ引き続き検討を進める。

- 12 ➤ 政府は内部監査人の選定は行わないが、内部監査結果の品質を確保するために、内部監査人の独
13 立性や技術的/専門的能力を担保するための仕組みについても検討が必要である。
- 14 ➤ 監査人に対する国籍要件を、監査チームに対しても適用していくべきかについて検討が必要である。
- 15 ➤ 監査主体による監査業務の第三者への委託についても選定基準において検討する必要がある。
- 16 ➤ 制度開始時において、十分な監査主体を確保するための経過措置も検討する必要がある。

18 3.3.3. 監査の枠組みと具体的プロセス

19 (1)監査の役割

20 監査の枠組みを検討する前提として、改めて本制度における監査の役割を確認する必要がある。本
21 制度の目的は、政府が調達するクラウドサービスの安全性を確保することであり、①クラウドサービス
22 を利用する政府、②クラウドサービスを提供するCSP、③クラウドサービスの監査を行う監査主体という3つ
23 の主体が存在する。その中で、政府は受容できないリスクの範囲に基づいて、自身が要求するセキュリ
24 ティ水準に基づく管理基準を提示する必要がある、CSPはその要求された管理基準を満たすべく、自身
25 のサービスに応じて個別管理策を設計・運用することでセキュリティを確保する責任を負う。監査主体の
26 役割は、CSPの個別管理策が適切に管理基準を満たしているか確認することとなる。

27 したがって、監査という行為そのものは、リスクに対するセキュリティ水準の高さを直接的に左右するも
28 のではない。また、事故が将来にわたって発生しないことを確認するものではなく、万が一、事故が起き
29 た場合の対応についても別途検討する必要がある。また、監査では、あくまでも過去の一時点あるいは
30 過去の一定期間においてCSPのサービスが管理基準を満たしていることを確認¹⁵するものであることに
31 留意する必要がある。

33 (2)具体的な監査プロセス

34 監査人が監査を行う際には、予め定められた標準監査手続に則って、対象サービスが管理基準を満
35 たしているか否かの評価を行う。監査のプロセスについては、大きく三つのフェーズに分かれる。

¹⁵ 個別管理策の運用状況評価を継続的に監査する制度とすることで、監査対象期間以降の将来の期間に
おいて個別管理策の有効性が直ちに損なわれることを抑止する事が期待される。また、マネジメント基
準やガバナンス基準の評価においては、体制の維持等の継続性についても一定の確認が行われる。

① 適正表示

適正表示では、CSPがガバナンス基準とマネジメント基準に対する実施状況を示すとともに、自身のサービスの内容に対応する管理策を選択し、言明書において明らかにする。なお、言明書の根拠は内部監査等において確認された内容に基づくものとする。監査人は、サービス範囲に照らして必要十分な管理策が言明書において表示されているかを確認することとなる。ここでは、以下の点に留意して標準監査手続をはじめとした詳細な制度設計を行うこととする。

- 選択しない管理策がある場合には、CSPは言明書において除外理由の記載を行うこと。
- 言明書において、サービス内容に照らして必要十分な管理策が表示されていることを、内部監査で確認し、その結果を本制度の監査において利用することを可能とすること。
- 適正表示の段階で、情報セキュリティガバナンス¹⁶等の観点から、CSPによる自らのガバナンス活動の有効性評価も含むガバナンス基準に関する評価を行うこと。

② 個別管理策¹⁷の整備

個別管理策の整備では、CSPは、自身が必要と判断し選択した管理策を達成するための個別管理策を策定し、監査人は、当該個別管理策が適切に設計されているかを確認する。ここでは、以下の点に留意して、標準監査手続をはじめとした詳細な制度設計を行うこととする。

- 管理策そのものに実装すべき技術まで詳細に位置付けるのではなく、実装された技術が管理策の水準を満たしているかの判断は監査人が行うこととすること。
- その上で、何らの技術的メルクマールもないままに監査人が判断を行うことは困難であるため、基準とは別に実装され得る技術の例を示すこと。
- 技術例に含まれていない技術を利用する場合には、CSPが監査人に対して、例示と同程度のセキュリティ水準を実現していることを説明し、監査人が妥当であるか否かを判断する。その上で、監査人は判断根拠を記録として残し、必要に応じて政府が事後的に確認できるようにする。
- ただし、監査人による判断が難しい場合に、専門家による助言を仰ぐ仕組みを検討することも必要である。

③ 個別管理策の運用

個別管理策の運用では、CSPが自身の個別管理策を実際に運用し、その証跡を監査人に提示する。監査人は、監査の対象期間を通じて、個別管理策が適切に運用されたかを証跡に基づいて確認する。ここでは、以下の点に留意して標準監査手続をはじめとした詳細な制度設計を行うこととする。

- 証跡については基本的にサンプルチェックで状況を確認すべきところであるが、サンプルの標本

¹⁶ 情報セキュリティガバナンスについては、「情報セキュリティガバナンス導入ガイダンス（平成21年6月）」（経済産業省）等における定義を参考に検討を行う。なお、情報セキュリティガバナンス導入ガイダンスを受けて、ISO/IEC 27014において標準化が行われている。

¹⁷ 「個別管理策」とは、CSP自身が個別に管理策基準を満たすために整備する管理策を指しており、個々の特定の管理策を指しているわけではない。

数などを予め定めたサンプルテーブル¹⁸も必要となること。

➤ サンプルチェックの有効性をどのように判断するかも予め明確にしておくこと。

(3) 証跡等の活用方法

監査において、個別管理策等の有効性を評価するために監査人が入手・評価する資料が証跡である。監査人は、標準監査手続に定められた証跡収集の手法(質問・閲覧・観察・再実施等)に則り証跡を入手し、評価を行うこととなるが、監査対象から直接証跡を入手することが原則となる。ただし、監査の目的に照らして十分かつ適切な証跡を入手できると判断できる場合には、既存の認証制度・監査制度¹⁹や内部監査において収集された資料等を利用することが監査の効率化や精緻化の観点から有効であることから、これを認めることが妥当である。これらの利用のあり方については、監査基準等において一定のルールが設けられるべきである²⁰。

なお、登録簿におけるレベル1に該当するようなクラウドサービスの監査においては、本制度の監査人による内部監査結果の有効性評価²¹にとどめることも検討すべきである²²。

また、監査手続については、一定の監査品質を確保する観点から、あらかじめ定められた標準監査手続に即して手続を実施することとする。個別管理策の運用状況の評価等においてサンプリングによる手続を実施する場合にも、標準監査手続において示された件数、抽出方法等に基づきサンプルを抽出するものとする。

ただし、本制度の監査人が直接クラウドサービスを評価する場合の監査手続と、本制度の監査人が内部監査結果や他の監査・認証制度における手続実施結果の有効性を評価する場合の監査手続とでは実施すべき手続が異なるため、個別に標準監査手続を定めることも継続的に検討していく必要がある。

(4) 登録簿への登録の判断

一連の監査プロセス終了後には、CSPが監査報告書を政府に提出し、登録簿への登録を申請することとなる。登録に際しては、政府が監査報告書の内容を確認し、登録の可否を判断する必要がある。諸外国においては、評価終了後の政府における確認のプロセスに時間がかかり、クラウドサービスの登録が進まないという事例も見受けられる。また、監査報告書の内容を事細かに政府側で確認することは、政府側での

¹⁸ 「監査・保証実務委員会報告第82号 財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い（最終改正平成24年6月15日）」（日本公認会計士協会）において示されている統計的サンプル数を参考に、コストと有効性のバランスを考えながら検討を行う。

¹⁹ 認証制度の例として、ISO/IEC 27017によるISMSクラウドセキュリティ認証や、米国FedRAMPなどがあり、監査制度としてJASA-クラウドセキュリティ推進協議会CSマーク、AICPA SOC2（日本公認会計士協会 IT委員会実務指針第7号）AICPA SOC3（SysTrust/WebTrust）（日本公認会計士協会 IT委員会実務指針第2号）がある。

²⁰ ここでの評価は、システム監査におけるチェックリスト法（チェックリスト法については「システム監査基準」（平成30年4月20日経済産業省）の定義を参照）のように、監査人があらかじめ作成したチェックリスト形式の質問書に対して被監査主体が回答する方法とは異なり、適切な証跡収集の手法に則って関連する資料等を入手し、管理策への適合状況の評価するものであることに留意する必要がある。

²¹ サービスを直接評価するのではなく、内部監査が適切に実施されていることを、外部監査人が標準手続に則って確認すること。当該評価を制度として取り入れている事例として、JCISPAが運営しているCSゴールドマークがある。

²² この手法の適切な活用が、規模の小さいCSPの制度対応負担の軽減にもつながり得る。

確認に多くの体制を割く必要が生じるとともに、一定のコストをかけて行った監査に対して二重のコストをかけることにもつながりかねない。一方で、監査報告書の内容の確認が不十分となることは、登録プロセスの信頼性を毀損し、制度全体の信頼性を損なうことにもなる。

このため、政府が登録の可否を判断するに当たっては、監査報告書の記載内容を明確化するとともに、政府の登録の判断基準を一定程度定型化する必要がある。制度の趣旨を踏まえれば、政府が登録を認めるクラウドサービスについては、少なくとも政府として許容できないリスクへの対応が、CSPIにより全て実施されている必要がある。ここで、政府が管理基準において要求している内容は、当該リスク低減を実現するための統制目標²³として定められるものである。したがって、CSPの実施している管理策が、その統制目標に照らして有効であるかが重要となる。かかる観点から、報告書の記載内容と政府の判断については、以下のような考え方に基づいて詳細な手続を位置付けるものとする。

- 政府は監査結果の外形的な不備（例えば適切な監査主体が監査を行っていない 等）がないかを確認する。
- 加えて、管理策の有効性については、統制目標の管理策及び遵守事項とされている一部のいわゆる4桁レベルの管理策²⁴については遵守を必須とし、言明書で選択した全ての管理策の範囲でこれらが全て満たされている場合のみ登録を認めることとする²⁵。
- 政府が上記の確認を行うことを念頭に、監査人は監査報告書に管理策への適合の是非とその判断理由等を記載する。
- 特に、4桁レベルの管理策で満たしていないものがある場合であって、統制目標にあたる管理策が有効であると監査人が判断する場合、政府が必要に応じて監査人に合理的な説明を求めることができるようにする。

(5)留意事項

監査の実効性や品質の確保の観点から、以下の点について留意する必要がある。

- 監査人が統制目標の遵守状況を判断する上で、リスクと管理策の対応関係を明確に示す必要があることから、この対応表の策定についても検討が必要である。
- 監査品質を維持するためにも、例えば監査調書をサンプリングして確認する仕組みを設けるなど、監査人に対する牽制機能を設けることを検討する必要がある。
- 加えて、監査人に対する定期的な研修や知見を共有する仕組みを設ける必要がある。
- なお、制度立ち上げ期は毎年監査を実施することとし、制度運用を進める中で効率化した方法も検討することとする。

3. 3. 4. 登録簿への登録情報

(1)基本的考え方

²³ 例えばクラウド情報セキュリティ管理基準において6.1.1のように3桁で表現される管理策を指す。

²⁴ 統制目標の管理策を実現するためにより具体的に記載された6.1.1.1のように4桁で表現される管理策を指す。

²⁵ 現在管理基準が策定中であることを鑑み、詳細な設計については、管理基準の内容も踏まえながら実効性に留意する形で検討することとする。

1 監査結果や手続に不備がなく登録が認められたクラウドサービスについては、そのサービスが満たすセ
2 キュリティ水準に応じた3段階のレベル表示とともに、登録簿に掲載されることとなる。登録簿上にどのよう
3 な形で情報を記載するかという観点から、以下の論点について検討を行った。

5 ① 登録簿に載せるクラウドサービスの粒度

6 登録簿に載せるクラウドサービスの単位・粒度については、制度運用側が予め定義をするという考え
7 方もあり得るが、CSPごとに様々な要素を組み合わせた多様なサービスが提供されることに鑑み、登録
8 されるサービスの単位・粒度は各CSPが自身で定義することとする。

9 ただし、監査を受けたサービス範囲と、登録されているサービス範囲が一致していなければならないこ
10 とは言うまでもない。

12 ② 登録簿で示すべき参考情報

13 登録されるクラウドサービスは、そのサービス内容が多岐に亘ることから、それぞれのセキュリティ確
14 保の責任範囲も異なることとなる。このため、CSPは登録されるクラウドサービスの責任範囲を明示する
15 ことが必要である。これは、監査プロセスにおける言明書において、CSPが対応する管理策の範囲を明
16 確することとも整合的である。

17 これに加え、CSPは調達する側への情報提供として、提供形態(IaaS、PaaS、SaaSのいずれか若しく
18 はその組合せ)及び実装可能形態(パブリッククラウド、プライベートクラウド、コミュニティクラウド、ハイブ
19 リッドクラウド等)についても、自身の判断に基づき示すこととする。

21 ③ 2種類以上の形態でサービスを登録するケースの考え方

22 クラウドサービスによっては、例えばPaaSとして提供されるサービスであって、一部機能を除くことで
23 IaaSとしても利用できるサービスなども想定される。このようなケースについて、それぞれを異なるサービ
24 スと見なして別々に監査・登録プロセスを求めることは、いたずらにCSPの負担を増加することとなる。こ
25 のため、このようなケースについては、提供形態を「PaaS及びIaaS」として一つのサービスとして登録する
26 ことを認めることが適当²⁶である。

27 ただし、PaaSとして利用する場合とIaaSとして利用する場合では、セキュリティ確保の責任範囲が異な
28 ることから、それぞれの提供形態ごとに責任範囲が示される必要がある。

30 ④ 複数のサービスで構築されるサービスの登録の考え方

31 クラウドサービスによっては、他社のクラウドサービス基盤の上にサービスを構築するケースが想定さ
32 れる。このような場合、登録を目指すクラウドサービスは、他社基盤部分も含めたクラウドサービス全体
33 としての責任範囲と、自社が負うべき責任範囲の両方を示す必要がある。その上で、自社が構築する部
34 分についての評価を受けるとともに、原則、他社のクラウドサービス基盤が本制度において登録されて
35 いることが登録の条件となる。したがって、仮に基盤となる他社のクラウドサービスが登録抹消となった
36 場合には、自社のサービスも登録抹消となる。なお、例外的なケースであると考えられるが、基盤となる

²⁶ サービス範囲の拡大、アーキテクチャの更新、ガバナンス体制の変更などが含まれる場合において
は、別のサービスとして改めて監査を受ける必要がある。

- 1 他社のクラウドサービスの評価まで自社で行い、それが妥当だと監査において認められる場合には、登
- 2 録することは可能である。
- 3 なお、サービスの基盤となるPaaSやIaaSが登録されていることが、多くのSaaSの登録の前提となること
- 4 が予想されるため、経過措置についても検討することが必要である。

4. 今後の進め方と課題

4. 1. シミュレーションの実施

(1) 基本的考え方

本制度をより実効的なものとするためには、現在策定作業を行っている各種基準を用いて試行的な運用を行うことで、対応コストや課題を抽出し、実際の運用で問題が生じるリスクを低減しておくことが重要である。他方で、実際に政府機関等がこれから調達を行うシステムを対象として試行運用を行った場合、業務に直結する調達の進捗に影響を与え、業務の遂行に支障を来す可能性がある。こうした状況を踏まえれば、実調達に影響のないシミュレーションという形で、実効性の評価を行うことが現実的である。本制度のフローに鑑み、登録簿に載せるまでの段階である「監査・構築」のシミュレーションと、登録簿に載った後に政府機関等が行う「調達」のシミュレーションという、2種類のシミュレーションを行うことが必要である。

(2) 現在の検討状況

「監査・構築」のシミュレーションの目的は、CSP視点からの管理基準及び監査への対応コスト・期間の試算や、監査主体視点からの監査コスト・期間の試算、また両者共通して、各種フォーマットの改定やクラウドサービス特有のリスクの更新を行うことである。こうした目的から、実施主体はCSP及び監査主体とし、登録が想定される既存のクラウドサービスを対象とすることで、効率的に課題を抽出できるものと考えられる。

「調達」のシミュレーションの目的は、本制度が政府における調達プロセスに与える影響を調査することである。具体的には、仕様書やSLAがどのように変化し、また、それに対応する提案書がどのように変化するかを調査すると同時に、調達期間や費用への影響と、その課題についても評価する。調達プロセスにおける変化を評価するという目的に照らして、既に仕様書が存在しているシステムを対象とすることが望ましいと考えられる。こうした観点から、実施主体は政府のシステム調達関係者と、システムインテグレーターあるいはCSPとし、対象を既存のシステムとすることが妥当と考えられる。

以上の考え方を踏まえ、実施主体と詳細を調整し、本格的な運用を行う前にシミュレーションを実施することが望ましい。

4. 2. 動的な要素への対応について

本制度の運用を行う中で、クラウドサービスに係る様々な動的要素に対して柔軟に対応していくことが望ましい。具体的な動的要素としては、クラウドサービス側の変更と制度側の変更が大別される。前者については、CSP側において運用中のサービス変更やガバナンス体制の変更が行われることで、言明書として選択した管理策等に変更が加わるなどが考えられる。後者については、既存の制度設計において想定していない技術の登場により、それに伴う新たなリスクの発生や、新たなセキュリティ対策の必要性が生じることが考えられる。あるいは、クラウドサービス自体のみならず、監査手法についても自動化等による効率化が可能となり、制度の部分的な見直しが必要となる可能性がある。

こうした動的な要素への対応を制度に組み込むことが必要であるという認識を共有しつつも、実際に本制度を運用していく中で生じる変化も予想されることから、制度立ち上げ時点において全てを取り込むのではなく、本文3.3.3(5)でも言及したとおり、当面は、毎年本制度に則ってクラウドサービスの監査を実施することで適切な対応方法を見極め、継続的に検討を続けていくこととする。

4. 3. 技術の検証・評価等について

既に言及したとおり、クラウドサービスに含まれる技術は急速に変化していくものである。こうした、クラウドサービスの利点であるダイナミズムを最大限活かし、イノベーションを阻害しないためにも、制度が技術変化に柔軟に対応していくことが重要である。

新たな技術への対応は、政府機関等に限らず、民間企業一般においても期待されることである一方で、その有効性やセキュリティについて、各政府機関等、あるいは民間事業者が個別に検証・評価を行うことは非効率である。こうした状況を踏まえれば、本制度における活用を想定しながら、今後、第三者の立場から、新たな技術について何らかの検証・評価を行う仕組みを検討することが望ましい。

また、監査手法の自動化などの検討も行うことで、安全性評価の水準を維持しながらコスト低廉化・効率化を行うことが望ましい。

4. 4. システム全体のアーキテクチャについて

検討会で議論している制度によって安全性が評価されるのは、あくまでシステム全体の中の構成要素としての、個々のクラウドサービスであることに留意することが必要である。言い換えれば、これらクラウドサービスの組合せ、及び利用者側で構築する部分を含めたシステム全体の安全性については、議論の対象となっていない点に留意が必要である。したがって、政府機関等がシステム全体の安全性を評価するためには、オンプレミス等の従来のシステムを含めたシステム全体の構築の方法、いわば、アーキテクチャ設計を行うことが重要である。こうした論点は、本文2.3で触れた、機密性の異なる情報・情報システムの分離あるいは連携をいかに行うのかという視点にも直結するものである。このように、クラウドサービスを有効に活用するためにも、システム全体の設計について考える必要が残ることを肝に銘じ、政府内において、今後、整理がなされることが望ましい。

4. 5. 政府内の体制構築・制度利用の実効性確保について

本制度を継続的に運用するためには、政府内において責任ある体制構築が不可欠である。具体的に想定される業務として、制度の恒常的運用に関しては、①監査主体の選定・モニタリング業務並びに監査人に対する研修の実施、②クラウドサービスの登録に係る監査報告書の確認・登録・更新並びに登録簿の管理業務を担う体制が必要であることに加え、③各種基準の更新・整備業務が必要となる。特に、変化の激しいクラウドサービスの性質を踏まえれば、基準の更新・整備に関して、恒常的にクラウドサービス分野の動向をフォローすることが必要である。これに加え、本文4.2や本文4.3に必要な体制についても検討が求められる。

全ての体制を政府内で構築維持することには、一定の限界があることも考えられることから、例えば実務部分について外部機関に委託することなども含め、本制度が実効的に継続運用されるよう、体制構築を行うよう、検討会として強く求める。

加えて、本制度を実効性のあるものとするために、調達する側の政府機関等の調達状況について、適切なフォローアップを行う事が重要である。

また、特にSaaSを中心として、登録簿上にクラウドサービスが充実するまでには一定程度の期間を要することも想定される。こうした期間において、登録簿に載っていないサービスを利用したい場合においても、検討会の議論と同等の安全性評価がなされる必要があるが、その経過期間の設定については、今後整理

が必要である。

4. 6. スケジュール

検討会に係る今後のスケジュールは、以下を想定している。

2019年 年内 検討会とりまとめ。

とりまとめ後 基準のパブリックコメント。

2020年 夏 クラウドサービスの監査・登録作業等。

2020年 秋 全政府機関等での制度活用開始。

5. まとめ

クラウドサービスとは常に変化し続けるものであり、運用を行うことが本質である。変化が急速に起こり続ける中で、セキュリティ対策としても、オンプレミスに代表される従来のシステムでは一定程度有効であった、定期的なチェックのみでは限界が存在することに留意すべきである。

クラウドサービスを利用する全ての政府機関等は、情報システムの調達及び利用に当たって、クラウドネイティブの考え方に従った、前例のない取り組みをしなければならないということを再確認し、変化に合わせて柔軟に対応していくことが求められる。こうした観点からは、本制度において対象となる個別のクラウドサービスの利用に留まらない、情報システム全体の構築・調達のあり方が問われることになることを認識し、対応していくことも必要である。一方、CSPにおいては、本制度への対応の過程において、内部監査の実施等を通して、より一層のセキュリティ確保体制の構築や、セキュリティ意識の向上が実施されることが期待される。

監査という枠組みを活用することによって、政府とCSPの双方が、変化に柔軟に対応しながらセキュリティを向上することで、安全・安心なクラウドサービス活用につながることを期待するとともに、本検討会の議論が、ひいては政府全体として時代に即したより良い情報システムの調達のあり方の検討を深めることにつながれば幸いである。

クラウドサービスの安全性評価に関する検討会

検討会委員名簿

(敬称略)

【座長】

大木 榮二郎 工学院大学 名誉教授

【委員】(五十音順)

江口 純一 独立行政法人情報処理推進機構 理事

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学研究科 教授

加藤 雅彦 長崎県立大学 情報セキュリティ学科 教授

河合 輝欣 特定非営利法人 ASP・SaaS・IoTクラウドコンソーシアム 会長

岸 泰弘 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー

後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学 学長

中尾 康二 国立研究開発法人 情報通信研究機構 主管研究員

永宮 直史 特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会 事務局長

間形 文彦 NTTセキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員

満塩 尚史 内閣官房 IT総合戦略室 政府CIO補佐官

宮下 清 一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会 常務理事

山内 徹 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 常務理事

【オブザーバー】

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

総務省 行政管理局

総務省 自治行政局地域力創造グループ

経済産業省 サイバーセキュリティ課

防衛省 サイバーセキュリティ政策室

防衛装備庁 長官官房総務官

【事務局】

総務省 情報通信政策課

経済産業省 情報経済課

クラウドサービスの安全性評価に関する検討会

WG委員名簿

(敬称略)

【座長】

間形 文彦 NTTセキュアプラットフォーム研究所 主幹研究員

【委員】(五十音順)

小川 隆一 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター分析G ラボ室長

加藤 俊直 PwCあらた有限監査法人 パートナー

駒瀬 彰彦 株式会社アズジェント セキュリティセンターフェロー

小山 覚 一般社団法人ICT-ISAC 事務局長・副運営委員長

菅谷 光啓 NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 フェロー

成田 康正 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 セキュリティマネジメント推進室長

三笠 武則 特定非営利活動法人 ASP・SaaS・クラウドコンソーシアム 執行役員

山田 英史 株式会社ディアイティ セキュリティ事業部担当部長

【オブザーバー】

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

総務省 サイバーセキュリティ統括官室

総務省 行政管理局

総務省 自治行政局地域力創造グループ

経済産業省 サイバーセキュリティ課

防衛省 サイバーセキュリティ政策室

防衛装備庁 長官官房総務官

【事務局】

総務省 情報通信政策課

経済産業省 情報経済課